

平成21年第8回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成21年11月30日(月曜日)

議事日程第1号

平成21年11月30日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第107号
- 日程第5 議案第109号から同第112号まで
- 日程第6 議案第108号、議案第113号から同第127号まで及び議案第142号
- 日程第7 議案第135号から同第141号まで、
議案第143号及び議案第149号から同第152号まで
- 日程第8 議案第128号から同第134号まで及び議案第145号から同第148号まで
- 日程第9 議案第144号
- 日程第10 請願第5号及び同第6号
- 日程第11 発議第14号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第107号
- 日程第5 議案第109号から同第112号まで
- 日程第6 議案第108号、議案第113号から同第127号まで及び議案第142号
- 日程第7 議案第135号から同第141号まで、
議案第143号及び議案第149号から同第152号まで
- 日程第8 議案第128号から同第134号まで及び議案第145号から同第148号まで
- 日程第9 議案第144号
- 日程第10 請願第5号及び同第6号
- 日程第11 発議第14号

+

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君
3番	齊	木	勇	君	4番	渡	辺	重雄	君
5番	倉	又	稔	君	6番	後	藤	善	和君
7番	田	中	立一	君	8番	古	川	昇	君
9番	久保	田	長	門君	10番	保	坂	良一	君
11番	中	村	実	君	12番	大	滝	豊	君
13番	伊	藤	文博	君	14番	田	原	実	君
15番	吉	岡	静夫	君	16番	池	田	達夫	君
17番	古	畑	浩一	君	18番	五十嵐	健一	郎	君
19番	高	澤	公	君	20番	樋	口	英一	君
21番	松	尾	徹郎	君	22番	野	本	信行	君
23番	齊	藤	伸一	君	24番	伊井	澤	一郎	君
25番	鈴	木	勢子	君	26番	新	保	峰孝	君

欠席議員 0名

+

+

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	副	市	長	本間	政一	君
総務企画部長		織田	義夫	君	市民生活部長		小掠	裕樹	君	
建設産業部長		深見	和之	君	会計管理者		山崎	利行	君	
総務企画部次長		田鹿	茂樹	君	会計課長		吉岡	正史	君	
総務課長		池亀	郁雄	君	企画財政課長		七沢	正明	君	
能生事務所長		金平	美鈴	君	青海事務所長		結城	一也	君	
市民課長		小林	忠	君	福祉事務所長		金子	裕彦	君	
市民生活部次長		早水	隆	君	商工観光課長		金子	晴彦	君	
健康増進課長		小林	強	君	建設課長		山崎	弘易	君	
建設産業部次長		山口	明	君	ガス水道局長		竹田	正光	君	
農林水産課長		渡辺	辰夫	君	教育長		渡辺	千一	君	
新幹線推進課長					教育委員会学校教育課長					
消防長										
教育委員会教育次長										
教育総務課長										

+

教育委員会生涯学習課長
中央公民館長兼務
市民図書館長兼務
勤労青少年ホーム館長兼務
監査委員事務局長

扇山 和博 君

久保田 幸利 君

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務

村井 康 君

事務局出席職員

局長 神 喰 重 信 君 次 長 猪 又 功 君
主任 主 査 松 木 靖 君

午前10時00分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成21年第8回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、6番、後藤善和議員、17番、古畑浩一議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（倉又 稔君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る11月24日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告をいたします。

去る11月24日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成21年第8回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて1件、条例の一部改正が34件、平成21年度補正予算が9件、そのほか2件の計46件であります。

このうち議案第107号、専決処分の承認を求めることについて、及び同第109号から112号までの人事院及び県人事委員会の勧告に伴う給与などに関する条例の一部改正4件につきましては、本日、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくこととし、その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審議いただくことで委員会の意見の一致をみております。

また、本定例会の会期についてであります。本日11月30日から12月16日までの17日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元に配付の日程表をごらんください。

次に、請願の取り扱いについてであります。本日までに請願2件が受理されており、請願第5号、水田農業政策に関する請願につきましては建設産業常任委員会へ、請願第6号、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止の意見書を国に提出することを求める請願は市民厚生常任委員会へ、それぞれ付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてであります。総務文教、建設産業、市民厚生の3常任委員長より、閉会中の所管事項調査について委員長報告を行いたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議について、発議第14号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書が、所定の手続を経て提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの17日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、3常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では閉会中の所管事項調査として、委員会及び市外調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

委員会は去る10月19日に、行政改革についての4項目の調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

（1）平成21年度行政改革の主要な取り組み状況については、糸魚川市行政改革実施計画（平成21年～平成23年）の期間における8項目の重点事項についてと、その取り組み経過等、資料に基づいて説明を受けた後に調査を行いました。

項目ごとの詳細については、所管事項調査項目が予定されている関係で、質疑等はありませんでした。

（2）平成21年度財政健全化庁内委員会における取り組み状況については、1、財政健全化庁内委員会等の開催状況、2、使用料等の見直し、3、補助金の見直し、4、施設管理の見直し、5、人件費等対処方針の検討、6、第三セクター等の見直しの取り組み状況と財政健全化庁内委員会等における検討状況を、資料に基づいて調査を行いました。

人件費等対処方針検討班では、実質公債費比率の推移によっては注意報、警戒宣言、財政危機宣言、財政非常事態宣言が宣言された場合のそれに応じた対策を検討。宣言により、職員の給与手当についても、日当を一部廃止するなどの計画を事前に行う。人件費全体の抑制については、庁内健全化委員会全体、行革全体で対応し、この部分の検討は、対処案の計画を行うものであるとの説明でありました。

使用料等の見直しに関しての地域審議会等での説明状況はとの質問に、3地域の地域審議会では、この日説明したものと同一説明を行っていて、使用料金での意見というのはそんなになかった。減免基準の取り扱いと使用料の徴収方法の2つが、一番大きな質問事項であった。

市としては今後、関係団体、公民館館長等と協議する中で、わかりやすい減免基準、使用料の徴

収をどういった方法で、どこが行うのかを、3月議会前に方向性を出し、委員会等に報告し、意見をもらいたいとの答弁でありました。

使用料の減免基準(案)では、詳細に関してこれから各種団体、各地域で話を行って理解を求めたいとの答弁でありました。

補助金の見直しに関して委員からは、継続、見直し、縮小、廃止だけなのか。補助金の見直しの中には、増額のものも含まれているのかの質問に、今回の見直し班の検討では、積算根拠、補助する公益性、公営性等を精査し、見直してほしいので、増額はないとの答弁でありました。

継続というのは現状維持のことであり、見直しも含めて減額、または廃止だけなのかの質問に、1市2町が合併し、それぞれ補助額、補助対象の経費が違っていた。その点を踏まえ、ここ2、3年は、補助要綱で補助対象経費を明確にしたいということで行ってきた。

要綱はつくったが、均一化、統一化がなかなか難しいのが実態である。各団体にとっては、極めて大事な補助金である。したがって、削減するにしても増額するにしても1件1件査定をした中で、予算編成をしたいと考えている。したがって、必要性、公益性に応じて減額する、増額するということで対応したいとの答弁でありました。

第三セクター等の見直し作業班については、糸魚川市第三セクター等経営検討委員会設置要綱により、市長が3名の委員を委嘱し、株式会社親不知企画、株式会社能生町観光物産センター、火打山麓振興株式会社、及び柵口温泉権現荘の経営状況等の分析、及び評価に関する事。経営改善のための方策に関する事。その他、市長が必要と認めることなどの検討を行うとの説明を受けました。

委員の任期が本年度末、3月31日ということであるが、答申でいろいろな意見が出たときに、行政としてどのように受けとめていくのかの質問に、審議はおおむね3回と考えている。1回、2回目については4施設を見てもらい、ヒアリングを行い、3回目には現地を見てヒアリングをした結果から、専門的な立場で改善に向けた報告を受けたい。その報告を受け、庁内で各施設の改善に向けた提言づくりを進めていきたいとの答弁でありました。

(3)組織機構については、組織変更に関するスケジュールはとの質問に、12月定例会で基本となる条例の改正をお願いし、その後、関連する条例、規則等は、4月までに改正しなければと考えている。現段階では、それぞれ部、課の中で、それぞれの分掌事務を調整していくという段階の作業を行っている。市民の皆様が混乱しないように、逐次、情報提供していきたい。

(4)平成21年度事務事業評価については、事後評価を行った後で施策評価、政策評価へどう反映していくか、その辺のスケジュールについてどうかの質問に、今回の事務事業評価であるが、昨年までの試行から本格実施ということである。具体的には、総合計画の後期基本計画を策定する段階で政策評価と施策評価を行い、前期の基本計画を評価し、後期計画では政策評価をしながら計画を作成していきたいとの説明を受けました。

委員から、中期プランも11月中に策定される予定と聞いている。長期財政計画も含めてどうするかの政策が、一番肝心になってくる。組織機構の見直しに伴って、その政策をいかに結びつけるかがポイントとなる。それも十分検討していただきたいとの意見がありました。

そのほかにも多くの質問や意見、要望がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

次に、去る10月28日から30日までの日程で、教育環境について、小中一貫教育の取り組み

についてを宮城県登米市で、財政運営についてを山形県新庄市で、行政改革の取り組みについてを埼玉県吉川市で、それぞれ市外調査を行っておりますのでご報告いたします。

宮城県登米市は、宮城県の北東部に位置し、平成17年4月に9町が合併した面積536.3平方キロメートル、人口約8万7,000人の市です。

県内有数の穀倉地帯となっていて、宮城米「ササニシキ」「ひとめぼれ」の産地でもあります。

豊里町は、ソニー豊里工場をはじめ地元工場や企業が多数稼働しており、児童生徒保護者の多くが、こうした企業や町内の商店に勤務しており、町の活性化を目指しております。

登米市立豊里小中学校は、校舎一体型小中一貫教育校として、平成15年に小中一貫教育特区の認定を受け、3・4・2制や小学校4年生からの英語教育と教科担任制の導入など、新しいカリキュラムで小中一貫教育を進めてきた学校です。新校舎も平成19年に完成し、旧校舎との併設による校舎一体型の小中一貫校として、異学年交流学习や異学年集団活動などに積極的に取り組んでいます。

平成21年5月1日現在、在籍児童生徒数533名、校長1名、教頭2名、教諭29名、講師7名ほか養護教諭2名、ALT2名等で教育を行っております。平成21年4月からは、教育課程特例校の認定を受けています。

9年間の義務教育を一貫した教育で、1つの学校で「共学」・共に学び合い、「協力」・共に支え合い、「強健」・共に鍛え合い、エリートを育成するための特殊な学力向上策ではなく、数値目標を掲げ、基礎学力の向上、英語力の向上、社会性の育成を目的としております。

開校6年間の成果といたしましては、児童生徒の学力が登米市の学力調査の平均点に近づき、超えた教科もあり、学力や学習意欲が向上した。

不登校児童生徒が大幅に減少し、保健室登校、授業抜け出しや器物破損等の問題行動が減少し、やさしく思いやりのある児童生徒がふえた。

中学校進学時の不安が解消し、小学生を意識することで中学生の自立意識が高まり、精神面の成長が見られるようになった。

また、教職員は常時情報交換ができ、小中の垣根を越えての児童生徒の指導が可能となった。小中合同の教科部会などが開催でき非常に刺激になり、教員の研修意識が向上した。これは小中9年間で子供たちを育てようとする意識と、小中校教師のチームワークが生む教育効果であると話されておりました。

今後の課題は、小中一貫校ならではの教育課程の改善、小学校英語教育の指導方法の開発、異学年集団を活用した取り組み等が挙げられました。

今後は、弾力的なカリキュラムの実施や指導法の開発等によって、知力を基盤とした確かな学力の醸成を図っていくことを目指しますとの力強い言葉でありました。

なお、卒業までには、財団法人日本英語検定協会公認3級合格者が70%を超えることが、英語力の向上の数値目標である。

登米市では、5年間に小学校が6校減少したそうであります。また、登米市立豊里小中学校の学区は設けていないとのことでありました。

続きまして、山形県新庄市は、山形県の北部、最上郡の中央に位置し、盆地で平均積雪量140センチの豪雪地帯で年間除雪費約4億円、面積およそ223.08平方キロメートル、人口

約3万9,500人の田園都市であります。

新庄市は、視察日前の去る10月3日に、財政健全化計画策定が義務づけられる財政健全化団体になるという記事が、新聞で発表されました。

新庄市は、平成2年に総工費約170億円の国営新庄土地改良事業を行い、市は期間を平成5年度から平成29年度までとし、およそ65億円の債務負担行為を設定。地元負担18%（農家10%・市8%）を、すべて農業振興のために市の負担としたとのことであります。

平成4年に国道47号亀割バイパスが完成し、べにばな国体を開催。平成5年に野球場（アジサイスタジアム）、上下水道庁舎を完成させ、平成4年度の投資的経費は53億円を超えました。平成6年には駅前ふれあい広場（アビエス）が完成。平成9年には山形新幹線延伸が決定し、雪の里情報館が完成。平成11年には最上広域交流センター（ゆめりや）が、駅前に総工費約45億円で完成。内訳は、新庄市がおよそ8割を負担し、最上広域市町村圏事務組合が2割負担であったそうであります。

新幹線駅舎は約6億円であったが、当時は国鉄であり、自治体の負担は寄附行為に当たることから市の負担は一切なく、任意団体を設立し約2億円の寄附を集め出資している。さらに自由通路の建設及び駐車場整備には、およそ15億円かかっており国県の補助金はなかった。平成14年には新庄南バイパスが完成し、新庄エコロジーガーデンが開園しており、これまでの年度の投資的経費が膨大していた。

さらに最上広域市町村圏事務組合によるし尿処理場、ごみ最終処分場、ごみ焼却処分場等の建設が、平成5年度から平成14年度までの10年間に集中し、建設事業費の起債償還金の負担が市にのしかかり、大きく財政を圧迫した。多額な負担にもかかわらず、最上広域市町村（最上郡1市4町3村）、並びに新庄市、戸沢村との1市1村の合併は不成立であったそうであります。

また、学校施設の耐震診断、耐震補強等、学校建設に係る投資が膨らみ、財政状況は大変厳しい状況が続き、この局面を乗り切るために平成16年7月に新庄市財政再建計画を策定し、人件費の削減や、投資的経費の抑制による公債費削減等を基本とした財政再建を確実に実行し、市民から理解が得られ、危機的状況から脱することができたと話されておりました。

平成20年度にも新財政計画を策定しているが、経過は予定どおりに達成できそうなのかの質問に、近い将来、実質公債費比率は20%を切る予定であるとのことであります。

市外調査最後の吉川市は、埼玉県 of 東南部に位置し、面積31.62平方キロメートル、人口約6万5,000人のまちであります。

吉川市の行政改革については、改革の視点として市民主役、健全財政を掲げ、柱として、

（1）コストの削減、具体策として職員数の削減、アウトソーシングの推進を進めている。

（2）生産性の向上では、事務事業評価システムを平成17年度から実施し、平成20年度は558本、施策評価システムは、平成20年度から98施策を実施している。

導入してよかった点は、財政ペースの予算事業でなく、実際の仕事のくくりを基準にして業務を整理することができた。また、市民に対して業務の内容や、人件費を含むコストを明確に示すことができた。実施計画、定員管理、定期監査等で2次活用することができたということでありました。

課題としては、予算事業との統合や評価結果を十分に活用していく仕組み、最初からやめられない理由を考えてしまう傾向、戦略書として活用していけるような仕組み等が挙げられた。

(3) 顧客満足度の向上として、ISO9001を取得。

(4) 職員の意識改革では、意識の把握、各種研修の充実、情報提供の充実を実施している。

取り組みについては、問題が起こらないようにすることより、問題が起きた後に、再発をどう防ぐかが肝心のシステムであり、メリットとしては、目標管理の大切さを理解することができた、PDCAを意識するようになった、顧客満足度がアップした、外部や内部からの監査で身が引き締まるなど。デメリットとしては、大量の文書作成が発生するので仕事が停滞する、費用がかかる等である。

職員意識調査では、おおむね70%の職員から理解や、品質向上を継続すべきとの意見が出ている。平成19年2月認証期間満了後、ISO9001供給者適合宣言を行い、コスト削減を図っている。

内部監査については、各課より内部監査員を選任し、年間計画を立て、手順を決め実施し、監査結果の発表、フォローアップ監査を実施している。品質管理システムの確立があるからこそ、内部監査が生きているのであって、手法のみの内部監査では効果は薄いと指摘がありました。

以上で、市外調査の報告を終わります。

引き続きまして、11月17日に委員会を開催し、

1、トキめき新潟国体への対応について。

2、行政改革について。

(1) 組織機構について。

(2) 内部監査について。

(3) 使用料の減免基準(案)について。

(4) 補助金の見直し状況(中間報告)について。

3、ジオパークについて。

4、総合計画中期プランの策定について。

(1) 中期プランの査定結果(中間)について。

5、教育委員会関係施設整備について。

(1) 糸魚川東中学校改築事業について。

6、公民館制度について。

の調査を行っておりますので、その主な経過と結果につきましてご報告申し上げます。

トキめき新潟国体への対応については、委員から、収支報告はいつごろまでに出そうのかの質問に、12月21日に解散総会を行う予定であり、決算的には会場支払いとかがいろいろあるので、最終的には年度末という形になっている。市の一般会計についても年度末、決算審査については来年の9月定例会になる予定であるとの答弁がありました。

委員から、今後スポーツを通じてのまちづくり、活性化の推進について等を総合計画の中に取り入れて、大会誘致、合宿等の誘致によるまちづくりを進めてほしいとの要望がありました。

(2) 内部監査については、内部監査員については、総務課と企画財政課の職員が担当する。係長級以上で3人1組というチームを編成して、それぞれ内部監査に入る。各課に庶務担当係長が1名決まっています、そこと内部監査員が連絡をとって準備を進め、内部監査を行うとの説明がありました。

委員から、所属長は業務チェックリストにより、事務処理が適正に行われているか定期的に確認するとあるが、定期的と言うのは1週間に1回、1カ月に1回、毎日実施するということかの問いに、所属長は、自分の課の業務がミスなく行われているかを毎日点検すべきであるが、必要に応じてランダムにチェックリストを活用しながら、課の書類が適切な処理が行われているかを確認していくことが、職員のミス防止につながるという考え方であるとの説明がありました。

また、委員から、チェック者の慣れだとか過大評価、マンネリ化、そういうものが一番恐いので、職員のさらなる意識改革を行ってほしいとの意見がありました。

(4) 補助金の見直し状況(中間報告)については、中間報告であり、今後、市民や関係団体等へ説明を行っていく。所管課も係長級へ説明し、係長級の職員が各団体と意見交換を行う。そうして新年度の予算編成の中で、具体的な数字をどうするか、ある程度検討させてもらいたいとの説明を受けました。

ジオパークについては、世界的なブランドを最大限に生かした、交流人口の拡大による地域活性化を目標とした実施計画が示されました。

説明を受けた後に調査を行いました。今までジオパークマップは無料で配布していたものが、このたび第2版ができ、1部200円で有料販売していきたいなどの説明を受けました。

説明後に委員から、11月3日に香港ジオパークと糸魚川ジオパークが姉妹提携の協定を結んだ。世界ジオパークに認定されてから、観光バスや外国人の姿が多く見られ、観光客がふえてきているような気がする。

観光客数の数値を月別に出せないものかの質問に、8月に世界認定になったということで、9月、10月のフォッサマグナミュージアムの入館者数は、合計すると約52%、5割伸びている状況である。月別の観光客数であるが、要請があったということで、商工観光課と協議したいとの答弁でありました。

人口拡大プランの中で、観光協会の体制整備について対応が遅い。早急な体制整備を図るべきと思うとの問いに、観光協会の体制整備ということで、受付については観光協会へお願いをしている。

世界ジオパークに認定されたことからお客も多くなっているし、聞かれる内容も複雑化している。お客の声に即対応できるような勉強をしていただき、職員の資質を高めていくように商工観光課で、まず実態を見て対応させてもらっているとの答弁でありました。

総合計画中期プランの策定について。

(1) 中期プランの査定結果(中間)については、1、総合計画実施計画の概要、2、平成22年度重点施策(予算編成の中で事業化を検討する事業も含む)、3、平成22年度新規事業、拡充事業施策の概要説明と、新政権での事業仕分け等、国からの予算づけが不透明であり、現段階では歳出のみを記載したとの説明を受け直ちに質疑に入った。

一般会計より平均でも地方債が上回っている。そういう財政的な部分から見て、こういう事業の組み方をしている果たして心配いらぬのかの質問に、平成23年度から26年度までの4年間については、あくまでも中間の報告である。国から来年以降の地方財政計画が極めて不明な状況であり、歳出は数字計算したが歳入の見込みが立っていない。

公民館制度については、公民館体制の見直しの経過については、合併後5年を目安にということで、検討委員会からことしの8月に答申をいただき、22年4月までに見直しは難しく、23年

4月を目標にして新体制へ移行していきたい。

今後の予定として関係機関、団体等と協議を行い、地域審議会並びに地区公民館や自治会役員等に説明を行い、パブリックコメントを実施していく予定である。地域と十分に話を行い、一定の方針、公民館制度と自治会、コミュニティと一体化した公民館制度をつかっていきたいと考えているとの説明を受け、質疑に入りました。

委員より活発な質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会、閉会中の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、これより委員長報告を行わせていただきます。

去る平成21年11月18日午前10時より、第1委員会室におきまして委員会を開催し、所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

所管事項調査におきましては、観光振興、交流人口拡大プランについて、商工業の振興、市内の景気動向についてであります。

また、10月20から10月22日に行われました市外調査、並びに10月29日に行われた市内調査の集約を行っておりますので、あわせてご報告申し上げます。

観光振興につきましては、交流人口拡大プランの概要について、担当課よりの説明の後、当委員会の所管部分について質疑が交わされております。

交流人口拡大プランを受けて、担当課ではどのように事業を推進しているのかとの質問に、交流人口拡大プランの中で、ジオパークの世界認定を受け、観光振興について今年度の取り組みが幾つかある。

まちづくりに関する取り組みでは、平成21年度は道路誘導案内看板、全6カ所の整備。総合観

光パンフレットにつきましては、ジオパーク世界認定時にジオパークを含めた内容に更新して発行。あわせて総合観光パンフレットの英語版の制作、配布。今後の予定としては、総合観光パンフレットの中国語版、韓国語版を発行する予定で準備を進めている。

2次交通の確保として、企画財政課と連携し、フォッサマグナミュージアムとも協議する中で、糸魚川駅からフォッサマグナミュージアムまでのタクシーの片道助成という形で、利用動向を調査するための取り組みを行っている。

また、大糸線の小滝駅からヒスイ峡まで、あるいは高浪の池までのシャトルバスを、5月の連休から夏休みの日曜日、9月のシルバーウィークのころからは土日の運行を11月8日まで実施している。

そのほか観光協会との取り組みとして、糸魚川うまいもん会の取り組みを連携、支援。定期観光バスにつきましては、春に「花物語」、秋に「翡翠紀行」、今後予定している「親不知冬浪漫」の3つのものを運行しており、秋の運行につきましては、前年度と比べると平均乗車で25%ぐらい伸びたという状況があり、ジオパークの効果で誘客があったと受けとめている。

そのほかの観光協会や法人会との連携の中で、外国人観光客の誘致事業、外国人対応マニュアルの作成事業の取り組み。ネスパス等を利用した観光イベント、物産販売。高速道路のサービスエリアでの観光PR等を実施している。今後も11月の後半、それから年が明けて1月を予定しているとの答弁がなされました。

新聞報道では、香港ジオパークと糸魚川ジオパークは姉妹提携したとあるが、当委員会に全く報告がないのはどういうことか。ジオパークの関連を説明するに当たっては、報告するべきである。姉妹提携したとあるが、それは民間なのか公なのか、事業費は伴わないのかとの質問に、総務文教常任委員会にて報告をした。11月29日に市民会館でフォーラムが開催されるのにあわせて、皆さんに報告、披露したい。

協定者は、香港ジオパークは中華人民共和国の香港特別行政区政府の漁農自然護理署の署長で、国立公園の代表のような方の位置づけ、香港ジオパークの責任者である。その方と米田市長が、糸魚川ジオパーク協議会の会長という形で協定した。協議会の負担金については、総務文教常任委員会で審議しているとの答弁がなされました。

交流人口拡大プランは、総務文教常任委員会の所管事項として説明や報告を聞いているということだが、実施段階では多くが建設産業常任委員会の所管になっている。例えば数値目標の策定にしても、観光入り込み客数187万人に対して240万人で53万人の増、宿泊客数が20万人に対して26万人ということで6万人の増。フォッサマグナミュージアム入館者も1.7万人の増員計画であるが、データを見ると、毎年、入り込み客数が急降下しており、減少傾向が著しい。厳しい現状を踏まえて、数値目標と年次目標について担当課として把握しているのか。それに向かって協力団体等に、理解と協力を求める動きはしているのかとの質問に、現在の段階では観光客が、気象的要件や県内の2度にわたる大震災の影響で急降下の状態であるが、それぞれの観光関係者の取り組みの中で、ふやしていかなければならないと思っているが、まだ具体的にどういう目標で、どうやっていくのかまでは話が及んでいないのが現状である。

庁内の関係課で協議をしてプランをまとめ、数値については商工観光課も承知している。ただ、目標値であり、努力目標という数値である。現実、これに向かっていくにはかなり厳しい状況であ

るが、世界ジオパークの認定を追い風に、みんなで頑張っていきたいということの目標であるとの答弁がなされました。

基本的には年間10万人ずつふやしていかないと、5年間でこの目標は達成できない。それに見合うだけの観光行政を今までやってきたかという、甚だ疑問を感じる。この数値目標をどのように推進していくのか。数値目標を設定するに当たり、各団体、観光協会、宿泊業界、物品販売業、卸売りの皆さんと協議を重ねるべきではなかったのか。

平成13年に約300万人が、180万人に落ちている。この落ちた結果、どういう影響があらわれているのかとの問いに、観光入り込み客が著しく落ちているのは自然の影響もある。例えば海水浴、スキー場の落ち込みも大きい。地域の経済に与えている影響はあると思っている。

ただ、数値的にどれだけ影響を与えているかというのは、分析したものではないとの答弁があり、その答弁に対し、その程度の分析だと困る。300万人の入り込みがあったときと、120万人ぐらい減った中で、観光産業、民宿、旅館がどういう状態になったのか。各施設がどういう状態かという分析の中で、将来予測なり、将来に構築しなければならない施設とか整備を考えるべきである。

計画では50万人の増であるが、50万人アップさせるためには、今の観光施設状況でいいのか。向こう5年のプランを立てて、予算的に総額どのくらい手当てする予定なのかとの質問がなされ、現在のところ分野区分ごとに、具体的、体系的に整備はなされていない状況。

ただ、それぞれの入り込みについては、それぞれの施設なり、事業をやっておられる方と一体的に取り組んでいかないと、その目的は達成できないと思っている。取り組みを喚起するような動きをしていかなければならないと思っているとの答弁に、こういう数値を掲げるのは容易であるが、行政から出る数値目標は、ほとんど達成できないで終わっている。真剣に取り組んでいただきたい。

5年後を見据えてプランという形で出す限りにおいては、予算的な裏づけ、関係団体とも協議がなされて、スタートできる状況が必要。果たして、これを達成できるのか。絵に描いたもちでしかない印象を受ける。県は、平成13年にピークだった300万人を目指すとしている。県がどういう協力体制にいるかということも協議した中で、やっていくべきであるとの意見が出されました。

このほか、看板、チラシ、パンフレット、外国語への翻訳事業、ブランド品開発など、さまざまな論議が交わされておりますが、いずれも今後も継続審査していくこととなり、報告につきましては時間の関係もあり割愛をさせていただきます。

次に、商工業の振興については、商工観光課より、糸魚川商工会議所よりの景況調査報告書、担当課による聞き取り調査の結果など資料に基づき説明がなされた後、質疑応答がなされました。

糸魚川市の景気対策について、その効果を担当課としてはどのように把握しているのか。緊急融資制度では、貸し渋り、貸しはがしの実態はどうかとの質問に、当市のみならず、全国的に厳しい状況が続いているが、緊急的な対応をする中で、少しでも落ち込んだ状況を緩和して、それぞれの企業の皆さんに頑張っていただけではないかと思っている。

金融機関にお聞きするところでは、貸し渋りとか、貸しはがしの実態はない。100%の補償料をつけたということで、金融機関が上手に選定をして利用いただいている状況。金融機関にとっては、市の制度融資はノーリスクである。それぞれ適正な審査のもとに、融資をされていると感じているとの答弁がなされました。

このほか若干の質疑がなされておりますが、未曾有の大不況が続き、低い水準で苦しい企業経営

が続いている。来年度以降の企業の予想についても、円高、株安によるさらなる不況も予想され、各企業とも非常に厳しい見通しをしている。

糸魚川市がこれまで講じた経済対策は、それなりの効果を発揮しているものと評価するが、まだ経営状態が不安定であることから、今までも増して経済対策等講じるべきとする集約を行い、今後とも継続的に調査していくことで意見の一致をみております。

次に、市内調査の集約についてであります。

市内の観光施設について、高浪の池、ヒスイ峡、三峡パークと、今までの市内調査の南側部分ということで所管事項調査を行っております。

集約に当たっての主なご意見を、ご報告申し上げます。

各施設ともトイレとか、その施設自体についてはよいものがあることを再確認した。ただ、根知から西海へ抜ける県道上町屋釜沢糸魚川線の通過の際、県外ナンバーの車とすれ違ったときに道幅も狭く、舗装もされていない状況は問題である。下は谷底であり、やはり道路の整備は必要と考える。

この路線については整備計画に入っていたが、4年ほど前に御前山から向こうは整備しないということで県の方で通達があった。今後、またジオパークのルートとして整備するよう求めるべきである。

視察時にショックに思ったのは、大阪から来た観光客との話の中で、「信州の秘境」というツアータイトルながら、ほとんどが糸魚川地内であり、それで宿泊が信州である。大人気のツアーであり、特に、不動滝とヒスイ峡と高浪の池など人気であるとのことであるが、結局、お金が落ちるのは長野県側で、観光や宿泊に対する取り組みの違いを感じた。

フォッサマグナミュージアムからフォッサマグナパークという観光コースはゴールデンラインだと思うが、現地を見ても石垣に白い線が引いてあるだけで現実味がない。しかも現地まで徒歩で行かなければならず、苦労して行って、これかということで怒りすら感じる。フォッサマグナの断層が露出し貴重なものであるが、今後もっと見せるための工夫が必要である。

枕状溶岩も同様で、落石防止用の屋根をかけたなら何も見えなくなってしまったなどの要望意見が出され、交流人口拡大と観光振興もあわせて、24サイト同列ではなくともメインサイトを選定し、集中的に整備していかなければならない。

ヒスイ峡自身の整備も進んでいるが、バスでは行けず、また、お土産屋さんもまだ規模が小さいというような、観光地として最低限整備すべきものは整備すべきである。1カ所1カ所やると、それぞれの改善提案も出てくると思うが、今のところ道路とジオパーク関連で入り込み客数がふえていること。こちらには魅力的なメニューがないことから、長野県側に宿泊客が流れているような点を問題点として集約し、全体としては、今後、観光振興、交流人口拡大、魅力あるサイトづくりについては、継続調査とすることで意見の一致をみております。

次に、去る10月20日から22日までの3日間、市外調査を行っておりますので、その結果につきましてご報告申し上げます。

兵庫県多可町では滞在型市民農園、クラインガルテンの取り組みについて、長崎県島原市ではジオパークを中心とした観光振興について、長崎県雲仙市では雲仙ブランドなどによる観光振興についてを調査を行っております。

兵庫県多可町は、平成17年11月1日に3町が合併し誕生した町です。兵庫県の内陸部に位置し、総面積185.15平方キロメートルを有し、人口は2万4,917人で、周囲を中国山地の山々に囲まれた田園風景が広がる町であります。

この多可町は、全国に先駆けて滞在型市民農園、クラインガルテンの事業を始めた先進地として有名で、現在、町内に4箇所125区画があり、運営のすばらしさも有名で、現在、空きを待っている方が190名という盛況ぶりであります。

施設についてであります。1区画の面積は平均300平方メートルで、建物は木造2階建て、平均30平方メートル、農園、果樹、花壇、駐車場などがついております。年間の利用料金は、各タイプにより若干差がありますが、平均35万円程度で設定をされております。

全国に先駆けて、この事業の取り組みを行った背景は、当時、町の産業課長で、現在、国の観光カリスマである細尾勝博氏の発想と企画立案によるところが、非常に大きいものがあったということとあります。

バブル期ころまでは盛んであった町の伝統産業である織物業の将来を危惧し、新たな産業として観光を見出すことを考え、これとって特徴のない中山間地域のまちで、観光を産業として打ち出すことは大変難しいことではありましたが、都市農村交流という視点で新しい形態の観光産業を創出することに挑戦し、一定の成功と評価をいただくまでになったということとあります。

設置後の運営であります。大勢の希望者が待機される状況が続いていることについて、管理人の話では、前職を定年前に辞めて担当して10年ほどたつ。この仕事が好きでやっており、今後も生涯管理人のつもりで、入居されている方々に喜ばれる管理が第一であると話されておりました。

特に、不満の方には満足を、満足の方には感動を与えたいという一言が象徴するとおり、人気を呼んでいる裏側には、マンパワーの存在があることがわかりました。この事業は、入居者の方々の希望や考え方がさまざま、全国では設置したものの運営がうまくいっていない施設も大変多いのも実情のようであります。

事業の投資と効果の観点では、地域の活性化や地域づくりに大きく貢献する事業であることから、実施する場合は、国の制度を取り込んで制度を複合的に利用し、少しでも有利な条件の中で事業を実施しなければ、その後において厳しい事業展開になると話され、行政のかかわりの中で事業を実施する必要性も強調されました。

以上のように、視察地では委員からのさまざまな質問から、先進地での実態と課題をお聞きすることができました。

要約すると、導入時には行政のかかわり合いが必要であるということ。さらに、この事業はマンパワーの重要性。また、導入の目標として考えられることは、都市住人の活力を導入した農地の有効利用と、農業農村活性化の促進を図ること。都市と農村交流の促進と、両者の憩いの場を創出することなどあります。

現在、当系魚川市ではクラインガルテンの調査研究を始めた地域もあることから、当委員会としても、今後とも地域の活性化はもとより、交流人口の拡大や観光の観点からも注目しており、引き続き継続調査、研究を行うこととしております。

次に、島原市であります。長崎県の南東部にある島原半島の東端に位置し、その面積は82.77平方キロメートルで、島原半島の約18%を占めており、人口は4万9,158人の田園

都市であります。

中央部の標高 818メートルの眉山を中心として、東側の有明海へ伸びる傾斜地となっており、また、眉山の背後には、平成2年に198年ぶりに噴火した雲仙普賢岳があり、その溶岩ドームは平成8年に「平成新山」と命名をされました。平成18年1月1日に有明町を編入合併しております。

島原市をはじめとする島原ジオパークは、ことし8月糸魚川市同様に世界ジオパークに認定され、その取り組みが注目されていること。従来から観光に関して、さまざまな取り組みをされており、今回、市外調査を実施したところであります。

ジオパークを中心とした観光振興に関しましては、島原半島3市で構成する連絡協議会との連携、島原半島観光連盟でのPR、雲仙天草観光圏事業でのPRに関して説明をいただきました。

今回の調査は、ジオパークの推進に当たって、どのような方法でやっているかというところが一番のポイントでありました。

委員からのさまざまな質問に対し島原市の担当者は、島原市も観光客の落ち込みがあり、今回の世界ジオパークの認定により落ち込みの回復、上昇を目指し、さまざまな取り組みをしていることをお聞きいたしました。

ただ、糸魚川市同様、市民への広がりに関しては、市内の高校生の調査では、ジオパークとは何か知っていますかという質問に対し、「知っていた」と答えた大人は35.8%、高校生は7.3%しかおらず、認知度の低さが浮き彫りになったということでもあります。

このことから、まずは市民にこの取り組みを理解していただくことが大切で、市民への浸透がかぎだと考えており、そのためには若者の意識の向上をはかること、住民全員の協力体制の整備が必要だと答え、さらに大都市などでのPR強化や、交通アクセスの整備も重要だというお考えをお聞きいたしました。

ほかに、まち並みや景観を生かした観光施策では、まち並み環境整備事業の現地を案内をしていただき、湧き水を利用してあちらこちらでコイが泳ぐ道路のすばらしさを体験いたしました。

委員からは、まちの景観を変えるには市民の理解のもと、各制度の利活用と、それなりの時間が必要なことも実感したという感想、意見が出ております。

次に、雲仙市であります。

雲仙市は、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置しており、平成17年10月21日7町が合併し、市制を施行しております。

面積は206.87平方キロメートル、人口は4万9,703人で、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園、及び島原半島県立公園に指定されております。

雲仙市では、さまざまな観点から観光振興に関する取り組みと、実情と課題をお聞きしております。

中でも雲仙ブランドにつきましては、ブランド化流通対策事業として、農業と観光の一体化などに取り組んでおり、景観を主体とした観光にプラスして、どっしりと根を生やした雲仙そのもののブランドを開発し、都会に発信していきたいということでありました。

具体的には、雲仙ブランド推進コンセプトに基づき認定の要綱が整備され、かなり厳しい審査基準が設けられており、徐々にその効果もあらわれてきているようであります。

委員からの、12団体24商品というかなりのブランド商品を認定されておりますが、流通につきましては、どのように発展させるお考えかという質問には、安定供給などの問題もあり、長崎県の出先などをアンテナショップとして利活用をしながら、徐々に広げていきたいとお答えでありました。

委員からは、雲仙の取り組みの姿勢に感心する中で、基準の厳しさの中からはいいものが生まれている。雲仙の一連の取り組みは、これから糸魚川市で仕掛ける場合に、非常に参考になるのではないかという総括的な感想と意見がありました。

なお、今回の視察には、行政より企画財政課長が随行しており、行政と議会が共通認識を持てるよう積極的に努力している姿勢は、評価できるものでありました。

最後に、当委員会では、11月13日16時よりJAひすいと農政懇談会を、11月18日には、糸魚川ものづくりネットワーク（IMAON）との経済懇談会を開催いたしております。

JAひすいと農政懇談会では、新糸魚川市農業振興プランと、今度の農業振興に向けた課題提案として、売れる米づくりに向けた取り組み、担い手の育成と集落機能の強化、園芸生産と直売（地産地消）活動の拡大、鳥獣対策等につきまして、担当課よりの説明を交え、政権交代に伴う先行き不安となった農政問題について論議が交わされております。

IMAONとの経済懇談会では、経済不況の中で、それぞれの業種の状況について、公共事業における地元発注の強化と鉄鋼など分割発注についての要望、今や経済大国となった中国へ積極的進出を図る地元企業に対する支援要望など、より現実的、具体的意見をお聞きする場となりました。

委員会といたしましては、今後も商工団体、産業団体、観光団体など所管の外郭団体と活発な委員会協議会を開催し、懇談を経て得た意見を行政施策に反映していただくよう要望していきたいと考えております。

以上で、建設産業常任委員会委員長報告を終わります。

一番最初の委員の開催時間を「午前10時」と申し上げましたが、平成21年11月18日午後1時の誤りであります。おわびして訂正を願います。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

久保田長門議員。

9番（久保田長門君）

1点だけ質問いたします。

先ほど委員長報告の中で、当糸魚川市がこの8月に、世界ユネスコから日本初のジオパークに認定され、そのことを観光客誘致につなげたい。当然のことなんですけど、その中で過去300万人から現在180万人になりましたということで報告があったんですけど、原因はさまざまという報告、例えば自然の条件とか、それに対して評価は別にしても、今後、観光客誘致の増大のために、この問題を継続審査ということで報告がありました。

そこで伺います。

当然、焼山、火打山、連なっておる妙高市と、これはちょっとふさわしくないかもしれませんが、当然、当市と相手方の市長が山を連ねて連携して、例えば糸魚川市と妙高市と、上越市も入るんですけど、点でなくて面でつなげていかなければ糸魚川市の将来、妙高市の将来の観光も成り立たないという報告があるんですけど、このようなことが、行政の方の考え方が、当委員会で委員の方々は話されたか、1点だけお教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

基本的に、妙高の入村市長のお考えということは、当委員会の中では協議はされておられません。

しかし後段の部分の、今後、関係団体とどのように話していくかということにつきましては、本定例会中の委員会、11日に開催されますが、その後、妙高市ではございませんが、糸魚川の広域の観光団体の皆様と懇談することで、今回示されました交流拡大プランや、また、具体的にどのような観光施設が必要なのか、また、観光行政推進のためにはどのような補助が必要なのかということにつきましては、各団体の皆様と直接お話しする中で、また意見等もお聞きしてまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

久保田議員。

9番（久保田長門君）

今、委員長報告のことで、さまざまな努力はあると思うんですけど、私が今1点だけ質問させていただいたことも参考にしていただいて、委員会の中で必ずやってくれることをお願いしながら、私の質疑をさせていただきました。

ありがとうございます。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

11番(中村 実君)

おはようございます。

当市民厚生常任委員会では閉会中の所管事項調査として、市外調査及び委員会を開催しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

市外調査は去る10月14日から16日までの日程で行い、福井県鯖江市では健康づくり事業について、京都府舞鶴市では子育て支援事業について、兵庫県加西市ではごみの減量化対策についてを調査しております。

まず、福井県鯖江市は、人口6万8,690人、面積84.75平方キロメートルで、基幹産業は全国シェア96%を占める眼鏡フレーム生産日本一のまちであり、また、平成7年にアジアで初の世界体操競技選手権大会を、平成10年には体操競技ワールドカップ決勝大会を開催し、体操のまちをアピールしています。

鯖江市の健康づくり事業の一環としての健康体操の取り組みについて、地域での取り組み状況、参加者の年齢及び男女の構成比、啓発活動、効果の検証、その他の健康づくりソフト事業の現状と課題について説明を受け、また、鯖江市で創作したユニークな健康体操「メタボリックゴーゴー」「メタボちゃんこゴーゴー」などを、鯖江市職員の理学療法士の指導のもと、委員全員で実際に行い汗を流しました。

この健康体操は今まで指導してきた体操を厳選し、平成18年から普及を始め、平成19年4月から本格的に各地区の公民館での説明会、地域の各団体や町内会への出前講座、健康福祉フェアなどを通じて普及する中で、参加者からはこれなら続けられると好評を得たものです。結果として市が行う健康教室への関心が高まり、出前講座依頼数も増加して年間150回を数え、この効果として、体重や血糖値・コレステロール値の改善、関節痛緩和などの効果報告も多く寄せられているとのことです。

委員会集約としては、市の職員である理学療法士を中心に、健康運動指導士と健康づくり推進員とが連携しながら健康体操の普及を進め、それを支えるような形で、健康のまちづくり推進チーム9課で横のつながりをもって支えているという体制が評価できる。

健康体操の普及には、各地区へ出向いて健康体操教室のほかDVDの配布、インターネットでの配信で市民に周知している。年齢などによる身体能力にかかわらず、さまざまな人が、それぞれ健康体操に楽しく取り組めるよう運動メニューを豊富に取りそろえており、継続性においても効果が高いと思われる。長期的には、医療費の抑制やコミュニティの活性化などに波及効果があらわれてくることが期待できたなどの意見がありました。

次に、京都府舞鶴市は、人口8万9,295人、面積342.14平方キロメートルで、古くより天然の港としての条件に恵まれ、交通の要衝として栄えてきました。

特に子育て支援に関しては、平成16年に子育てアクションプランを策定し、「一人じゃないよ～みんなで支える楽しい子育て～」を基本理念に、地域ぐるみで子育てを応援しています。

最近の企業雇用体制の変化などで変わる、子育て支援事業の保育サービスについての見直しと充実を図るため、舞鶴市における保育のあり方を考える懇話会を持ち、平成21年3月に提言書としてまとめられており、その内容についてと、提言書を踏まえた今後の展開について、その他、子育て

ての支援事業の現状と課題について説明を受けました。

提言書では重点提言として、1、病児・病後児保育、2、就学前の障害児の育ち、3、子育て支援、4、民間保育園、5、公立保育所となっており、分野別では、A、仕事と子育ての両立を支援する保育サービス、B、これからの保育園、保育所の機能や果たすべき役割、C、舞鶴の保育体制の充実のために必要なこと、D、舞鶴における市民保育園と公立保育所の関係、E、入所児童の育ちを保障するために必要なことなどについて、保育士と市職員によるワーキングチーム5グループ、40名で徹底的に話し合いを持ち、結論を導き出していました。

民間と公立の施設を縦割りで考えるのではなく、市内の16カ所の保育園を1,500名の園児の大きな保育園として考えていこうという、保育園の先生からの声があったとのこと。

委員会集約として、新しい時代に対応した保育のあり方を考える懇話会において、市全体の保育をいかにしてよくしていくかという目的で、民間、公立の保育園、保育所の人が集まった作業グループで何十回も議論を重ね、意見が集約され、市長に提言されました。

これまでの取り組みの問題点、社会情勢の変化、企業従業員の働く体制の変化による、時間外保育ニーズへの行政対応のおくれについてしっかり認識したこと。また、国や県から支援が期待できない障害者など特定の人たちへの対応を、今後、市で行うことの問題を把握し、解決に向けてきたことが評価されたなどの意見がありました。

兵庫県加西市は、人口4万8,774人、面積150.95平方キロメートルで、加西市の中心市街地である北条は、かつて北条に行けば何でもそろうと言われるほど交通と流通の要衝として栄えており、歴史あるまちです。

平成4年度に、ごみ減量化促進協議会を設置し、島根県出雲市などの先進地事例を参考にし、平成6年10月からシール制による無料ごみ処理券、並びに有料券制度を始めました。

ごみの無料収集から一部有料制にする際には、市内の142町すべてに説明に回り、相当な抵抗があったけれども、主婦の方々のごみを減量しなければならないという声などにより、同意を得られたとのこと。

平成20年4月からはこれまでの制度を廃止し、指定袋によるごみ有料化制度を開始し、婦人会の意識向上を図り、また、小学4年時の環境学習体験などを行い、市民一人一人の努力もあって、結果22%のマイナスを達成するなど、実際のごみ減量化に役立っています。

そのほか、ごみ対策の取り組みとして、資源ごみ回収集団回収運動奨励金制度、不法投棄監視カメラの導入、レジ袋削減に向けた取り組みなどを行っているとのこと。

委員会集約としては、ごみ問題が自治体の財政を圧迫している大きな問題であり、試行錯誤の中で、よりよい方法を模索していることが強く感じられた。ごみ減量化対策事業を実施するに当たり、どこに説明をしたら理解が得られるのか対象を絞り込み、地域に入って主婦を対象にしっかり説明をしたこと。また、子供にごみに対する問題をきっちり提案したこと。また、ごみ焼却施設の建設費も含め、包括的に民間委託も視野に入れていたなどの意見がありました。

次に、11月13日の委員会について、ご報告申し上げます。

まず、糸魚川市環境基本計画（案）について、担当課より、

1、計画策定の目的は、糸魚川市環境基本条例に基づき、市の環境保全にかかわる施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である。

2、計画の位置づけは、糸魚川市環境基本条例に掲げられた理念の実現に向け策定するものである。

3、計画で対象とする環境範囲は、自然環境、生活環境、地球環境、環境行動である。

4、計画の期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間を実施期間とする。

などの説明を受け、質疑に入っております。

委員からは、今月末にパブリックコメントを行うとの話だが、環境についてのアンケートでも非常に回収率が悪い。世代別では、若い世代の回答がないという数値が出ているが、どのようにするのかとの質問に対し、パブリックコメントについては市の手順が決まっているので、それに沿った形で実施していくとの答弁がなされました。

また、市内主要河川のBOD等環境基準達成割合の現状が100%で、基準の20ppmよりも市内主要河川は低い数値であるが、糸魚川市として自然環境を大事にするということを打ち出しているため、市独自の環境基準を定めてもよいのかとの質問に対し、BODについて市内で検査をしているが、どこの地点でもほぼ0.5未満で、検査の中では最低値となっている。特に指数を設けなくても十分にクリアしているが、BODを含めた数値のチェックはしていかなければならないとの答弁がなされました。

平成26年度の数値目標が掲げているが、どれくらいのサイクルでPDCAを回すのかとの質問に対し、PDCAサイクルは1年で回していきたいとの答弁がなされました。

その他、委員より質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

続きまして、糸魚川市斎場実施計画(案)について担当課より、実施計画業務については、昨年度策定した糸魚川市火葬場基本設計の受託者である東京都の株式会社岡設計に6月23日に発注し、9月1日には火葬炉設備工事を富山県の株式会社宮本工業所に発注し、現在、設計作業を進めているとの説明があり、概要として、鉄筋コンクリート造り地上1階建てで最高高は10.5メートル、延べ面積は1,618.64平方メートル、建築面積は2,138.32平方メートルであり、駐車台数は会葬者用普通車24台、身障者用駐車場2台、マイクロバス4台、管理用4台である。

基本設計からの変更点として、職員動線の利便性に配慮し、炉室を一望できる位置に監視室を設け、同じ並びに休憩室、トイレ、ユニットシャワーを設ける。また、身元不明者の安置場所、遺骨保管場所として、霊安室を設置するなどの説明がなされました。

委員からは、今までの炉は、希望すると後ろから火葬しているところが見られたが、新しい斎場はどうかとの質問に対し、希望する方がいた場合は、職員がついて監視室を通過して炉の後ろから見る事ができるとの答弁がなされました。

また、管理室のところにユニットシャワーがあるが、本来であれば事務室のほうの更衣室側にあるべきではないかと思うが理由は何かとの質問に対し、今の火葬場は1人で全部行っているが、新しい斎場では、炉を担当する人間、儀式的なものを担当する人間は区別するので、炉を担当する職員のために設置するとの答弁がなされました。

そのほか床仕上げで花崗岩で滑りにくいということであるが、冬場には寒さが伝わってくる。高齢者が多い本市において、床暖房を設置する考えはあるかとの質問に対し、床暖房については考えていない。暖房については、直接、人に当たるような空調設備を考えているとの答弁がなされました。

また、いろいろな宗教があるが、今までの火葬場には仏教徒だけのものがあるが、他の信者に配慮したものを告別室に設置するののかとの質問に対し、新しい火葬場については、宗教色を出さないとの答弁がなされました。

その他、委員より質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

暫時休憩いたします。

再開を11時30分といたします。

+

+

午前11時18分 休憩

午前11時30分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4、議案第107号

議長（倉又 稔君）

日程第4、議案第107号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、当面する問題について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

改めまして、おはようございます。

12月市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例の改正、補正予算の議案など46件の議案を、ご審議いただくものであるわけでございますので、お願いをいたします。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、この機会に、当面いたしております主要事項4点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、糸魚川ジオパークの取り組みについて、ご報告申し上げます。

昨日、開催いたしました「糸魚川ジオパーク・世界認定記念フォーラム2009」では、記念祝賀会もあわせ、議員各位から多数のご参加をいただきました。持続可能な地域振興を目指し、糸魚川ジオパークの一層の充実が図られたものと考えており、市民並びに議員の皆様から心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

さて、9月市議会定例会の最終日に報告いたしました香港ジオパークとの姉妹ジオパークにつきましては、11月3日、糸魚川ジオパーク協議会として姉妹提携を締結いたしました。

また、11月19日、日本ジオパークネットワーク臨時総会を開催し、国内ジオパークの窓口を、すべて日本ジオパークネットワークとすること。ネットワークの法人化に向け、調査研究を行うこと。来年の総会とフォーラムを、世界ジオパークの認定日であります8月22日、23日に、当市で行うことなどが決定をされました。さらに同日、国のジオパーク支援につきまして、各省庁への対応も含め、経済産業省知的基盤課が窓口となることも確認をされております。

なお本日、「交流人口拡大プラン」をお手元にご配付をいたしましたので、今後、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目に、第64回国民体育大会、トキめき新潟国体ソフトボール競技会について、ご報告申し上げます。

10月3日から5日までの3日間、美山球場と能生球場において開催をいたしました。少年男子ソフトボール競技会は、3日には瑤子女王殿下が競技をごらんになられる中、多くのスタッフのご支援とご協力により成功裏に終了いたしました。

特に、小中学校や自治会区長、地区公民館長のご尽力もあり、延べ9,600人が観戦をされました。選手たちに応援をいただきました。これにつきましては、本当に感謝いたす次第でございます。

参加した監督や選手、応援団の方々からは、高校野球部員によるてきぱきとしたグラウンド整備をはじめ、市民の接遇や心のこもったおもてなし、歓迎の花や児童生徒が作成をいたしました各県の応援のぼり旗、看板などに大変感動いたしました。そういう感想をいただいたものであります。

また、日本ソフトボール協会、北信越ソフトボール協会からも競技会場の設営、運営等について高い評価をいただいております。会場警備や救護、交通輸送も含め、関係団体や市民ボランティアの皆様のお力添えによるものと深く感謝いたしているところであります。

今回の国体開催を契機に、より一層市民スポーツの推進に努めてまいりたいと考えております。

3点目に、地域情報基盤整備について、ご報告申し上げます。

当市の情報基盤整備事業は、高速インターネットの利用環境整備と、地上デジタル放送難視聴解

消のため、補助対象事業費が約9億円の大きな事業であります。

現在、情報基盤整備事業の補助金交付申請書を国へ提出しておりますが、政権交代や経済危機対策の補正予算にかかる事業が見直しをされ、また、事業要望の件数が多いことから、審査に時間を要しており、交付決定通知がおくれております。

国からは、年内の交付決定通知は厳しい状況にあるとお聞きをいたしておりますが、今後、交付決定次第、できる限り早く発注に努めますが、議会議決案件となりますので、第2次地域情報化調査推進特別委員会にお諮りする中で、進めてまいりたいと考えております。

最後に、市内中学校教職員の不祥事について、ご報告申し上げます。

10月25日、日曜日の深夜0時30分ごろ、能生中学校の男性教諭が上越市内において自損事故を起こし、駆けつけた上越警察署員から呼気検査等の取り調べを受けたところ、1リットル中0.45ミリグラムのアルコールが検出されました。

これまで月例の校長会において飲酒運転の根絶など、県教育委員会の通知等をもとに指導を重ねてきたところでありますが、このような事態が発生したことについてまことに申しわけなく、指導の甘さを猛省をいたしているところであります。

市教育委員会では翌26日、臨時校長会を招集し、事実の周知と再発防止について各校長に指導いたしましたところであり、二度とこのような不祥事を当市の教職員が起こすことのないよう校内研修の充実を図るとともに、校長が教職員一人一人の生活実態を把握するなど、指導を徹底してまいりたいと考えております。

なお、この男性教諭は信用失墜行為に当たることといたしまして、11月18日付で懲戒免職処分を受けております。

以上、当面する主要事項につきまして、ご報告を申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶いさつさせていただきます。

引き続きまして、提案をいたしております議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第107号は、専決処分の承認についてであります。

新型インフルエンザの予防接種に対し助成をするため、歳入歳出それぞれ4,707万4,000円を追加をし、総額を309億2,192万4,000円とする平成21年度一般会計補正予算(第5号)を、地方自治法の規定により専決処分いたしましたものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

企画財政課長(吉岡正史君)

おはようございます。

それでは議案第107号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算(第5号)の専決処分について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、新型インフルエンザ予防接種の優先接種対象者のうち、低所得者世帯及び児童生徒などの市の負担について予算措置を行ったもので、歳入歳出それぞれ4,707万4,000円を追加し、309億2,192万4,000円といたしましたものであります。

それでは、まず、歳出であります。12ページ、13ページをお願いいたします。

4款、衛生費、1項4目、予防費、11の新型インフルエンザ予防接種事業で4,707万4,000円を追加しており、内訳として、新型インフルエンザ予防接種委託料4,523万3,000円は、国県補助の対象となる生活保護世帯、及び住民税非課税世帯の接種見込み者数4,040人の2回接種分と、市単独負担する1歳から中学生、及び妊婦の接種見込み者数5,663人の1回目接種分を医療機関へ委託するものであります。

扶助費79万5,000円は、市外医療機関等で接種を受けた者が支払ったワクチン接種料を後日補てんするもので、国県補助対象者100人、及び市単独負担者50人分を見込んだものであります。

また、事務費として、制度周知チラシ作成等消耗品10万円、及び郵便料といたしまして、運搬費94万6,000円を計上したものであります。

続きまして、歳入であります。10ページ、11ページをごらんください。

15款、県支出金、2項3目、衛生費補助金1,909万5,000円は、補助対象者見込み数4,140人に対する県補助4分の3の分であります。

19款1項1目、繰越金2,797万9,000円は、補正額4,707万4,000円から県補助金1,909万5,000円を差し引いた一般財源に充当するものであります。

以上、専決処分を行った平成21年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）について、説明を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

後藤善和議員。

6番（後藤善和君）

前にも一度お聞きしましたけれども、1つは、10月23日に専決処分されてるわけですね。ですからインフルエンザ云々ということの趣旨は、よく理解できるつもりなんですけど、前と重ねて聞きますけども、私は少なくとも専決処分というのは極力、限りなくゼロに近い方にすべきだということからお伺いしたいわけなんですけども、臨時議会を開いてするゆとり、余裕がなかったのかどうか、その辺の状況をひとつ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

専決処分をした理由でございますけれども、緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がなかったということで、最終的には専決処分をさせていただきました。

その経過としましてですけれども、今、10月23日に専決処分をさせていただいたわけでございますけれども、この新型インフルエンザの予防接種に関する国、県等の説明が、10月の上旬でございました。その後、国の方からきちんとしたものが一応届いて、いよいよきちんとできたのが10月20日もしくは21日段階であります。

ところが予防接種ですけれども、特に妊婦及び基礎疾患を有する方の予防接種が、11月2日から始まるという状況になっております。したがって、その前に何とか周知をしなければならんということでございまして、その結果、今、広報の「おしせばん」が10月26日（月曜日）に発行するというので、その中に全戸配布で周知のチラシをしたいと思います。そうしましたら、10月26日までには周知をしなければならんということでございまして、その辺で議会を招集する時間的余裕がなかったということで、10月23日に専決処分をさせていただいたということであります。

経過的には、以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

後藤善和議員。

6番（後藤善和君）

部長、今回の件についてはよくわかりました。

ただ、そういう点で、今そういうことを踏まえて専決処分されてるんだと思いますけれども、ただ、今回もう1つ言いますけれども、いわゆる議案として議会が審議をして議決するというのと、専決処分の場合ですと、結局、審議云々じゃなくて、承認する、せんというだけの話になります。ですから、そういう点を踏まえてやっておられるんだと思いますけど。わかりました。ありがとうございました。

終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑は。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

17番（古畑浩一君）

今回の専決処分の件につきまして、後藤議員からもご指摘がありましたけれども、今回の緊急を要する内容、災害対策並みにこれは早い対応しなくちゃならんということで、私も理解したところであります。

それについてはいいんですが、専決処分ということで、これは委員会の審査を省略するということですが、この際ちょっとお聞きしたい。

気になるのは、やっぱり昨今のニュースの中で、輸入ワクチンの、特にカナダ産等のものにつきましては安全性が疑問視されることで、国の方では、今回、視察団を出します。全体では国内のイ

ンフルエンザワクチンの生産量が全く間に合わないことから、輸入ワクチンに頼らざるを得ないという現状があります。そこで今回補正で上げられた金額に相当するワクチンの確保というものは、これはできたものなんでしょうか。これが1点目。

2点目は、こうした緊急にワクチンを専決で、周知に努めたということではありますが、その効果は果たしてあるのかどうか。現状のインフルエンザ等の蔓延状況の最新の情報というのは、どうなっておりますか。既に子供たちはワクチンをもう接種しているのかどうなのか、何でこんなに拡大しているんだろうというちょっと疑問があります。

以上2点、お答えいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

お答えいたします。

ワクチンの状況でございますけれども、県の方でワクチン接種にかかわるスケジュールをつくっております。その計画の中で現在進めておるわけでありまして、ほぼ計画どおりに進んでいるというふうに、県または保健所の方の通知で情報をちょうだいをいたしております。ですので、いわゆる計画的に進めていく、その中でのワクチンの確保状況というのは、私どもは大丈夫だというふうに考えております。

それから、市内のインフルエンザの状況でございますけれども、これは先週末のデータということになりますけれども、私どもの方の把握しているものとしたしましては、インフルエンザにかかる学校、保育園、それから幼稚園等の欠席の数でございますけれども、27日現在で78名、それから、それにかかります学級閉鎖の数でございますけれども、小学校だけでございますけれども14クラスがございます。

それから、ちなみに高校の方では、糸魚川高校で1クラス、それから白嶺が5、それから海洋が2ということで、市内の高校8クラスが学級閉鎖をしているという状況であります。

それから先般、放送等でもお流しをさせてもらっておりますけれども、インフルエンザの警報の基準が35を超えたということで、ご報告を申し上げておったところでありますけれども、その数字が徐々に下がってきておるという状況であります。ただ、全体的にはじわりじわりと増加傾向にあるという状況であります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

じゃあワクチンの接種率というのは、どうなっておりますかね。優先的に子供たちや、そういったところにつきましては、ワクチンを接種するよという順番までつけて、計画的にやられておる。医療機関には、じゃあワクチンは行き渡ったのかなと。計画どおりというのは、ちゃんと進んでいるのかなというのがあるんですが、ワクチンを打ってるのに何で拡大するんですかね。非常に

不思議ではない。

ましてや、これからいよいよ季節的にも寒さが厳しい折になってくる。大きな季節の変わり目、乾燥もしてきますんで、これからがピークと言われておりますが、そういうやっぱり水際対策。ワクチンは、子供たちは本当に打っとるんですかね。また、打つために学校教育の現場では、小・中・高は、それぞれどのような指導をしているのでしょうか。当然、子供たちがかかることによって社会人、親、保護者、友達、友人、会社ということで広がっていきますよね。ここはやはり水際の防衛戦で、ここをしっかりとしないと何のための補正予算であったかということになると思うんですよ。

そういったことにつきましては、担当課では実態を把握し、また、学校の方では、そういったワクチン接種に対する取り組み等につきましては、どのように指導されているのかお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

議員のおっしゃられました接種率でございますけども、細かなデータは私どもはいただいておりますけれども、先ほど申しましたように、例えば基礎疾患をお持ちの方、それから妊婦さん、それ以前に医療従事者ということで動いているわけですが、このスケジュールに基づいたもので、先ほどちょっと触れましたけれども、ほぼスケジュールどおりに進んでおるといふふうに私どもは情報をいただいております。

それからもう1点、そういう補正までして接種を進めている中で、何で拡大をするんだという、こういう疑問だというふうに思いますけれども、今回のインフルエンザのワクチンそのものは、感染拡大を抑えるというよりは、感染した場合に重症化をしないためにということが、その大きな目的になっております。そういった意味で、例えば死亡でありますとか、重症化をしないという意味合いでの接種を、この補正の中でさせてもらってるというふうに私どもは考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

学校におけるインフルエンザ予防接種の啓発等についてのご質問にお答えしたいと思います。

市の広報で、先ほど健康増進課長も持っておりましたが、ピンクのチラシが配られました。あれを増し刷りしまして、校長会で各校長に再度配布をし、今ほどの話のように感染拡大に至らないかどうかは定かではございませんが、かかった場合でも軽症で済むというふうに聞いておりますので、今までかかった、既にA型と診断された子供たちも含めて積極的に受けるよう、各学校で指導してほしいということで話をしてございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

先ほどのお答えの中で、ちょっとあと足りない部分と言いましょうか、違った部分がありましたので。

子供さんたちの接種の時期でございますけども、先ほどスケジュールどおりに進めさせてもらっておるということでございますが、子供さんたちの接種の時期は、12月14日から開始という予定で進めておる。そういうこともそちらから見て、どうしたんだろうというふうに疑問を持たれるんだろうというふうには思っております。

議長（倉又 稔君）

効果のほどを確認してあるかどうか。

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

もう1点、すみません、追加をさせていただきます。

効果のほどということでございますけれども、先ほど申し上げました。要するに感染拡大というよりも、重症化を防ぎたいということで進めている。そういう中で、市内の医療機関の情報等を集めておりますと、市内で重症化になった方もいらっしゃらない、もちろん死亡という事例も聞いておりません。そういった面から類推しますと、効果はあるというふうに考えています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

17番（古畑浩一君）

これは市長さん、言いたくはないですけど、答弁するときにはやっぱり一番大事なところは確認してこない。計画どおり進んでますという部分の中で、何でインフルエンザが拡大しているのかと。それは今のやりとりでいくと、もうワクチンを打ってるんだと。ワクチンはもう打ってるけれども、拡大してきていると。原因とすれば、予防ではなくて、悪化を阻止するためのワクチンなのでそうなんだと思ったら、12月から打ち始めるんなら、今、効果が出てるわけないんでね。これは3回でしょう。今までの1回目、2回目の質問は、何だったということになるんですよ。一番肝心なところじゃないですか。

そうであるならば今の現状からかんがみても、一日も早くワクチン接種につきましては、計画を繰り上げてやるべきでないかというふうに、今度、私が変わるんです。やってるんだ、学校でも今、ピンクの啓発活動をやって、やっているんだと言うんならさ、はい、わかりましたって、ここで帰るところですよ。根本になるところが違うじゃないですか。

学校だって、じゃあワクチンをやったけども、いつから接種するってちゃんと頭に入ってたんですか、今。計画が頭に入ってたの答弁じゃないでしょう、今のも、教育委員会もしっかりやっていただきたい。

じゃあ先ほどの後藤さんのご発言じゃないですけど、何でじゃあ議会にかけないまでも、専決で早くやらなくちゃいけなかったかの論拠が崩れるじゃないですか。計画は計画であると、このような拡大蔓延を阻止するために、一日も早く接種したワクチンにつきましては、計画を繰り上げてでもやりたいというのが、答弁の正解例じゃないですか。

またうるさいことを言い始めてしまいましたけれど、やっぱり私はせつかくやるんだから、それだけ早い対策、さっき災害並みと言いましたよね。何回も言いますけど、子供と親、親から家庭、家庭から職場ということに、このインフルエンザは蔓延していくもんなんですよ。だから持病をお持ちの方とか疾患のある方というのは、それはもう当たり前で、だから子供から順番にやっていこうというのが、国の水際政策なんですよ。

先ほど言ってるように、ご指摘のとおりこれから季節の変わり目であることから、例えば接種開始して直ちに確保を強化して、一斉にワクチンを接種するように指導強化に努めますとか、そういう答弁を、教育長、私は欲しかったんですけどね。

もう私、これで3回で終わりなんですけど、もしその辺で言い直したいこととか、努力をまた重ねたいとかいうご発言があるんならお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

専決の関係でございますけども、確認のためにもう一度申し上げますけども、11月2日からワクチンの接種を開始するのは妊婦さんと、それから基礎疾患を有する者、これが11月2日から開始をせよということで、それまでに周知をしなきゃならないということで専決処分をさせてもらいましたので、その点よろしく願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂良一議員。

10番（保坂良一君）

後藤議員と古畑議員の質問の関係なんですけど、このワクチンの専決処分、これは私は悪いと言いません。内容が聞きたいんですよ。

家庭において26日付の広報で出たというんですけども、あのとおりになっているんですか、計画は。要するに妊婦と、要するに1歳から上の3年生までですか、優先の順番があるわけでしょう、いろいろ。今質問されとるわけですよ、あのとおりになっているんですか、本当に。

厚生労働省が数量を決めてきて、県に数量をよこすわけでしょう。その配分の仕方も新聞によると、1ミリリットルのピンと10ミリリットルの瓶があるわけでしょう。あれ1ミリリットルで60人ぐらiyorんじゃないですか、10ミリリットルで60人やるんですか。そういうような状況なんですよ、今。配分の仕方が、東京都あたりの大きいところはいいんですけども、地方の小さい病院は、これは余って困っているんですよ。24時間たつと捨てなきゃならないですよ、これ。そういうのもわかっているんですか、行政として。

だから今、古畑議員からも質問されているけども、ただ軽くするために打ってるんだという。打ってないんですよ、今まだ、打ってない人が多いんですよ。うちの家庭でも打ちたいと言うけど、病院へ言ったけど返事が出ないんですよ。だから市がよくそれを指導しないとだめなんですよ、これ。26日に広報出したからいいと部長は言ってますけども、あの文書じゃ全然徹底してないです

よ、恐らく。してますか、それ。あの文書のとおり出してみてください、ここへ。あれは徹底して
ますか、あれ。

私も本当になれば大変だということですよ、これ。一日でも早く皆さんに打ってもらう
ために、やってもらいたいですよ。14歳未満の子供が死んでるでしょう。最初は年寄りが大変
だというけど、年寄りより若い人の方が大変なんですよ、今。もう少し研究して、担当課は少し勉
強して、インフルエンザの数量もやっぱり制限があるんだし、それはやっぱり市民に答えるのは議
会ですよ、それしっかり答えてくださいよ、もう少し。今までの経過を、もう少ししっかり教えて
ください。

26日に出したチラシ、それがどうなっているのか、変化しているのか。今度は学校へ行かない
1歳未満の子供にはどうなっているのか。我々年寄りは大事にされてますよ、65歳、それから特
定疾患を持っている人。行政としてももう少ししっかり教えてくださいよ、市民にわかるように。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

お答えをいたします。

26日に各戸に配布をいたしましたこの資料でございますけれども、この段階でのいろんなスケ
ジュールを記載して、各家庭の方にお配りをさせてもらったというものでございます。

その後、ご承知かもしれませんが、2回接種の対象の方が1回接種になったといったよう
なことで、若干前倒しにするというお話も聞いておりますが、まだ具体的にこの階層の方につい
ては、いつといったことで具体的な県の計画等は、まだ示されていないのが実態でございます。た
だ、全体としては、前倒しになる可能性が高いということで、進めさせてもらっております。

先ほどワクチンの種類でもお話がございましたけども、今流通しているものは1ミリリットル、
1cc、これはお二方の分ということでございます。それから、もう1種類10cc入ってる。これは
簡単に言いますと、大人で言うと20人分ぐらいになるわけでありまして、こういったものが
出ていると。各医療機関によってさまざまございまして、たくさんおみえになるところであれば
大きなものを使えば、先ほどおっしゃったように封を切ると24時間でだめになってしまいますよ
といったこともございますので、患者の様子を見ながら使わなくちゃいけないということは、現場
の医療機関ではあるようでございます。

そんなこともございまして、必ずワクチンの接種対象者でスケジュールの中に入っている皆さん
の中では、ようやく各医療機関、かかりつけの医療機関の方に予約を入れていただきまして、それ
で効率的な接種をしていきたいということで、医療機関の方では調整をされているというふう
に思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂良一議員、質疑は簡潔にお願いします。

10番（保坂良一君）

わかりやすくしてくださいよ、もう少し。26日の市民に対して広報を出したのがどう解釈されているのか。皆さんにどう、説明がいつてるんですか、わかっていますか、市民がそれ。

学校では、じゃあいつやるんですか、保育園じゃいつやるんですか、何か言ってますか、はっきりこれ。これがやっぱり行政としてはそれを強く、近いもんをやっぱり早く市民に知らせるのが本当じゃないですか、これ。

市長ね、こんなことじゃ困りますよ、本当よ。市民がわかってませんよ、これ。市からやっぱり知らせるために専決もやったんだろうし、それがやっぱりわかるようにするのが、本当なんじゃないですか、これ。何かくどいようですけど、これじゃだめですよ、これ。糸魚川市は、また市民の皆さんはどうするんですか。糸魚川ばかりじゃないですけどね、そこら辺、やっぱりしっかりしてくださいよ、行政の方は、それだけの行政をやってるんだからさ。

市民はわかってませんよ、本当に。わかるようにするためには、どうすりゃいいんですか。ひとつ部長でもいいですよ、何だったら市長でもいいですよ、教えてくださいよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

小掠市民生活部長。〔市民生活部長 小掠裕樹君登壇〕

市民生活部長（小掠裕樹君）

保坂議員のご質問でございますが、それぞれ基礎疾患を有する人、あるいは妊婦さん、さらには幼児、年齢別それぞれの方々が、いつ接種を始められるのかという情報が、周知をしてないのではないかというご質問でございますが、お話に上がっております全戸に配布しましたチラシの中には、

それぞれの区分ごとに接種開始日というものをに入れてございます。ただ、先ほど小林課長が申しあげましたように、これはその当初の予定でございまして、ただ、ありがたいことに今現在、その予定が後ろへいくという話ではなくて、国の方も現状を見ながら努力をしておられまして、前倒しをする予定であるという情報は入っております。ただ、その前倒しにつきましても明確に、小学校何年生は何日からというところまでの確実な情報がない中で、市としてもなかなか明確な情報を出しにくいという状況はございます。

そうはいいましても、大変皆さん方は心配しておられるという状況はわかりますので、市としてできる限り確実な情報は迅速に、市民の皆さんに周知するという事で今後も努力をしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂良一議員。

10番（保坂良一君）

質問の完全な回答になりませんが、市民に知らせるということ早く、もう本当に突発的なことということで、26日にお知らせを出すということで専決にしたわけですよ、23日に。その意味からいっても、やっぱり姿勢が早くわかるようにしてくださいよ、市民にわかるように。ぜひわかりやすく、あしたからでも文書を出してください。

それで終わります。

議長（倉又 稔君）

ここで暫時休憩いたします。
再開を午後1時といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。
午前中に引き続き、議案第107号の質疑を行います。
〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤 公議員。

19番（高澤 公君）

107号について質問させていただきます。

先ほどからの説明を受けていますと、10月の上旬にいわゆる新型インフルエンザに関する説明会があったということですが、そのあたりで今後の工程の予想、どういうふうに動いていくのかというふうな予想が立たなかったものかどうか、そういう説明がなかったのかどうか。いつごろ接種が始まりますよ、それはもう11月2日からということなんですから、その間の動きの予想ができれば、これは専決にしなくてもいい問題ではなかったのかと私は思うわけでありませ

それと、例えば専決にどうしてもしなきゃいけない、臨時議会を開く余裕がないということであれば、議会对応として少なくとも正副議長あたりには、きちんとした説明がなければいけないと、私はそう思いますよ。そこら辺の配慮が足りなかったんじゃないかと思うんですが、そこら辺についてはどのように思っておられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

今ほど工程的に、その説明ができなかったのかというお話でございますけれども、準備ができなかったかというご質問だというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように、上旬に説明会がございました。その段階では、まだ県の実施のスケジュール等が決まっておらないという状況がございまして、10月の中旬になってようやくスケジュールが示されてきたと。

ただ、その中でもご承知であろうかと思えますけれども、接種回数が2回やるものを、対象者によっては1回で済むかもしれない。そのあたりが非常にはっきりしない段階でありました。それが当時の見込みとして、10月下旬にわかるのではないかというようなこともございまして、結果的には今ほど説明を申し上げたような、10月23日に専決をさせていただいたというところに落ちついております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

専決処分の前段としまして、やはり議長、副議長等、議会側との協議が必要でないかというご質問であります。

そういうことで議会事務局の方としましたんですが、ちょうどたまたまそのとき議長さんが、建設産業常任委員会ということで県外視察であったということでもあります。それから26日にチラシを配るのに、やはり23日に専決処分をしなきゃならんということで、その辺の余裕が2日ぐらいしかなかったということでもあります。

そういったことで事前の相談ではなくて、事前に専決処分をしたいということで、意向を電話等で議会事務局からさせてもらったという状況であります。そういった状況でありまして、もう少し市内にいらっしゃれば、十分相談もしたかったということ考えているところでございますけれども、一応そういうような対応をさせてもらったというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤 公議員。

19番（高澤 公君）

私はそこら辺が、ちょっと甘いんでないかなというふうに思うんですよ。要するに9月の定例会の後には12月定例会しかないわけで、このインフルエンザのこれを実施しようとするれば、当然、議会開催中でないことは、もう十分わかつてるわけですよ。それを予想できなかったのかどうか、あなた方は。対応として、どうすればいいのかということを考えていく時間があつたはずなのに、やってない。あまりにも安易な専決処分だと私は思いますよ。

それは時間的に余裕がなかったというのは、あなた方の説明でわかってますよ。わかってますが、定例会開催中でないんだから、何らかの形で臨時議会を開かなきゃいけない、手順とすればですよ。それができなければ正副議長あたりには、しっかりと説明しなきゃいけない。それもわかりますよね、そうしなきゃいけないというのは。そうなるだろうという予想さえつかなかったのか、そこはどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

10月の途中段階までは、ワクチンの接種のその辺のスケジュールもそうですし、いろんな形式的なものもなかなかよくわからなかったというのが実態であります。そういったことで、県内の状況等も調べましたけども、やはり10月下旬になって各市町村、専決処分をさせてもらっているというケースが多いという状況であります。それで当市の方も、そういう状況であったということでもあります。

時間的余裕がなかったということで、議長、副議長等との協議も十分でなかったということについては、十分反省をしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤 公議員。

19番（高澤 公君）

今、部長から十分反省をしたいという答弁がありました。それはそれでいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思うんですが。

この新型インフルエンザに関しては、住民が非常に関心を持っておるところであります。住民が関心を持っているというのは、我々市民代表の議員も関心を持つととこなんです。そうすれば、やはり議員に説明する、それはチラシがどうのこうの、広報がどうのこうの。広報も市民の皆さんに説明をする、わからしめる方法でありますよ。ただ議員にも、そういうものがあってしかるべきではなかったか、それも私は手抜きだと思ひます。

そういうことで、今後、私は専決処分をしちやいけないうことでないんです。緊急を要することについては、迅速に対応していかなきゃいけないわけだから、やってもらって結構なんですが、それに対する気配り、そういうものが非常に欠けとる、そこら辺を直してもらひたい。

私の意見について今後の対応として、先ほどの部長の答弁で大体わかっておるんですが、もう一度ははっきりと答弁を願ひたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

本間副市長。〔副市長 本間政一君登壇〕

副市長（本間政一君）

この新型インフルエンザの専決に当たりまして、今まで3人の方から質問、あるいはいろんな意見が出ております。やはり市としましてはインフルエンザの拡大を防止をしたり、あるいは費用もかかることから、低所得者等にやっぱり接種を広げたいということから、これらを早期に取り組んだものでありまして、手続等につきましては金額等も大きな補正であったことから、議会にも事前に話をしたり、協議をする場をやはり持ちたかったわけですが、時間的に持てなかったということで反省をしておりますが、このようなことについては、今後、気をつけてまいらんならんと思っておりますし、今後は、まだまだインフルエンザについては、国の方も取り扱いが不確定なものもありますし、地域の医療機関でも、それぞれようやく形が決まってきたわけありますので、それらの周知を徹底しまして、また予防接種を多くの方から受けていただくように、いろいろな広報、あるいは手段を通じて、PRに努めてまいりたいというふうに思っておりますので、今回のやり方については今後の教訓として、きょうのご意見をとらえていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

25番（鈴木勢子君）

10月23日に行われました新型インフルエンザのこの専決処分ですが、先ほどの各議員からの答弁でも、拡大を防止をしたかったということで、それはとても当たり前のことですが、まず、速やかに市民に情報を流したいというのは部長も言われました。

10月23日に専決処分をしながら、市のホームページ、トップページに、新型インフルエンザ最新情報という項目が1行出ます。ここでは各小学校、中学校の学級閉鎖、それから学校閉鎖の情報ばかりで、市民が求めている情報。つまり市民は不安なんですよ、情報の記載が全然なかった。皆さんは市民目線で日ごろ仕事をやっているのかと、この点についてまずお尋ねします。

それから専決処分後の11月10日過ぎに、市民会館で小中学校の音楽発表会が行われました。これは教育委員会の決断で実行されたと思うんですが、市民からは、保護者を含めて家族からは、中止にすると練習していた子供たちがかわいそうだから、こういう時期に延期にするべきではなかったかという声も寄せられましたけど、なぜ延期にしなかったのか。

この時期を挟んで、非常に季節型のインフルエンザも拡大しました。週を明けて、青海地域の青海中学校の学級閉鎖が学校閉鎖。続いて、田沢小学校も学級閉鎖が学校の閉鎖になった。人が集まる大勢の場所ですね、少数でない大勢の場所。特に新型インフルエンザに関しては、子供たちに重症化が多いということ。どうしてこれをやられたか、その後の対応はどうか、教育委員会の見解をお尋ねします。

次、3つ目に、市の危機管理について。

私は9月定例会の一般質問でも、この新型インフルエンザを取り上げましたけども、答弁を聞く限りでは非常に危機管理が低いと思いました。県が「新型インフルエンザの脅威に備えて」という保存版のパンフレット、もう皆さんのあいまいな答弁を聞いてるよりも、これを各家庭に配っていただいた方がよっぽどわかりやすい。

地震などの災害と違い、新型インフルエンザの大流行ね。つまり県内、全国同時に混乱を起さる予想がされるから、他の地域から援助が期待できないって書いてある。インフルエンザ対策の備蓄品、家庭の食料からマスクいろいろ、外出もできないわけですから、わかりやすくここに全部書いてある。これは市民が見ることって、どのくらいの市民が見ることがあるんでしょう。多分、全世帯配布されてないと思うんですけども、まず、この3つについてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

今、新型インフルエンザに関する情報の関係ですけれども、おっしゃるとおりホームページでは、小中学校の閉鎖の状況をお知らせをしているのが中心でございます。おっしゃるとおり、確かに求めているものとちょっと違ったのかもしれませんが、今後の中で、そのあたりを早急に改善をさせていただきたいというふうに思っております。

また、パンフレット等でございますけれども、今、全体の新型インフルエンザにかかるパンフレットを準備中ございまして、そういったものも今後市民の皆さんの方に、わかりやすく提供させていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

渡辺学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 渡辺千一君登壇〕

教育委員会学校教育課長（渡辺千一君）

鈴木議員の2点目の質問にお答えしたいと思います。

11月の11日、12日、13日、能生地区、青海地区、糸魚川地区と3地域に分かれて、小中の合同音楽祭が開催されたわけですが、インフルエンザが蔓延してる時期に、なぜ延期しなかったのかというご質問かと思えます。

確かに各学校の現場の校長は、自校のインフルエンザの罹患状況の実態を把握しながら、開催するかどうか最後まで決断を迷ったというふうに報告を受けております。

延期にしなかった理由は、一番大きいものとして会場の確保ということがございます。ご案内のように、能生地域では能生のマリホール、青海地域ではきらら、それから糸魚川の方は市民会館というような大きな会場を利用しておりますので、ここで延期をするということが、なかなか決断できなかったということと、例えば青海地域で言いますと、青海中学校と3つの小学校が出演していたわけですが、青海中学校は自校の実態で参加を取りやめました。それから田沢小学校、青海小学校、それから市振小学校につきましては、この時点で参加する学年にこのような実態、罹患の状況が甚だしいというような実態はなかったということで、実施をするということで決断したというふうに報告を受けております。

以上でございます。

議長（倉又 稔君）

市の危機管理ということはどう考えるのか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

議員お持ちのパンフレットに関してのことでございますけれども、県の危機管理室でつくったものというふうに思われますけれども、そういったものを一部私どもの方にちょうだいをして、すべての皆さんではなくて、一部のところには配布はさせてもらっておりますが、今、私どもの方ではそういったものを参考にさせていただきながら、新型インフルエンザにかかるパンフレットをこれから配布する予定で、準備を進めている段階でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

25番（鈴木勢子君）

まず課長、一番最初に改善をしていくというふうに、市民にわかりやすくということをおっしゃったけども、私、11月13日の市民厚生常任委員会でも、ホームページの不備を指摘してるんですよ、皆さんのいいかげんな答弁について。ホームページ、ホームページって言うけども、ホームページにはきちっと載ってないっていうことを指摘した。きょうは何日ですか、2週間以上でしょうか、だから危機管理がないんですよ、意識が低いんですよ。

学校教育課長も同じですよ。理由が会場の確保ですか。会場の確保と、インフルエンザの拡大とどっちが重いんですか。命が軽いわけでしょう。

小林課長ね、これ県が配布していると思われましてと言いましたよね。あなたは担当課長でしょう、本当に情けない。私、今回定例会の一般質問で、インフルエンザをやろうと思ったんですが、このパンフレットね、こちらの方は制限時間がないから今発言、

議長（倉又 稔君）

鈴木議員、質問事項は簡潔にお願いします。

25番（鈴木勢子君）

私はこのパンフレットを、皆さんが見てないということが残念ですよ。消防本部にあったんです、消防本部でもらった。ところが消防本部もインフルエンザに関しては、県も防災局の危機対策課がインフルエンザの推進本部ですから、当然、消防に置かれる。本庁にこれないんですか。課長、見てないんですか、あっても見てないんですか。

それでね、これから参考にしてパンフレットをつくるということですけども、10月23日に専決処分して拡大防止にやりますって、これからつくって配布したら、もう2カ月近くおくらせてしまうでしょう。だから危機管理意識が低いんですよ。

それからホームページも最新情報に、学校とか学級閉鎖のページがもう消えましたよね、これどうしてですか。だから、行き当たりばったりのことばかりやってるんじゃないですか。命にかかわる、市民は本当に不安なんですよ。答弁する皆さんも生活があるでしょう、家族がいるでしょう、お孫さんがいるでしょう。子供や孫が、実際にこうなったら大変なことですよ、どうなんですか。

議長（倉又 稔君）

鈴木議員、今回のこの専決については、危機管理までということになりますと、やっぱり一般質問でやってもらった方がいいと思いますので、答弁を求めることはいいですけども、それ以上ということになると質問事項を簡潔にして、答弁も簡潔にということをお願いします。

今の鈴木議員の質問に対して。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

今、順番が逆になるやもしれませんが、ホームページに記載されている部分で、小中学校の学級閉鎖が削除されているというようなお話だったと思うんですが、削除してはおりませんで、並べ方の順番を変えさせてもらっております。

最初に、他にリンクする部分を先に挙げさせていただきまして、市民の方がごらんになったときに、ほかにもリンクしたいという要望もあろうかということで、その部分を先に挙げさせてもらっております。それ以降、引き続いて学級閉鎖とか、そういった情報を載せさせてもらっているというところがございます。

パンフレットに関しましては、先ほど申し上げましたように、ちょっと私も目に触れてない部分もあるようでございます。今やっておりますのは、急いで新型インフルエンザのパンフレット部内で作成をして、市民全員の方にお配りをしたいということで準備をさせてもらっているということ

でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

25番（鈴木勢子君）

上越市はご存じのように臨時議会をこのために開いておりますよね。当市は10月23日に、いち早く専決処分した割には、次の対応が私にはなっていないということで、ここで今申し上げました。

それからホームページの各学校の閉鎖状況については、今、課長が言われる認識が正しければ、私が間違ってるわけですが、少なくとも私は、けさちょっと確認してないのでわかりませんが、ないと思いますけど。違う情報が今度は載ったんですよ、こういう「おしらせばん」のような、どういうふうに接種の費用がどうこういう。

私もちょっと確認してみますけど、要するに市民が情報をいち早く欲しがって不安になっているということで、それでももう少し素早い、専決処分をしたからには、対応があったんじゃないか。

学校も含めてですね、やっぱり人が大勢集まると。会場の都合もあるかもしれません。でも、子供たちが重症化したことによって、子供たちの命が奪われているというこの認識を高め、お互いに、私たちもそうですけど、持っていかなきゃいけないかなというふうにして、今この場で発言いたしました。

危機管理については、ちょっと余計なことだったかなと思いましたが、県もとてもいい保存版のパンフレットをつくってますので、職員の方もぜひこれを周知して、広く市民に配ってほしいと思います。消防の本部に置いてあるんですが、あそこの場所へ行ってこれをもらうという人は、本当にわずかだと思っんですね。ですから、もっと広め方もいろいろあるかと思うので、今後の参考にしてほしいと思います。

以上です。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

暫時休憩いたします。

午後1時27分 休憩

午後1時27分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

暫時休憩します。

午後1時27分 休憩

午後 1 時 2 9 分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 107 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 5 . 議案第 109 号から同第 112 号まで

議長（倉又 稔君）

日程第 5、議案第 109 号から同第 112 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 109 号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院及び新潟県人事委員会の勧告に基づく国及び県職員の期末手当の改定に準拠し、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 110 号は、教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてであります。

人事院及び新潟県人事委員会の勧告に基づく国及び県職員の期末手当の改定に準拠し、所要の改正を行いたいものであります。

議案第111号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

これもまた人事院及び新潟県人事委員会の勧告に基づく国及び県の一般職員の給与改定に準拠し、所要の改正を行いたいものであります。

議案第112号は、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでありまして、これもまた人事院及び新潟県人事委員会の勧告に基づく国及び県職員の期末手当の改定に準拠し、所要の改正を行いたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田鹿総務課長。〔総務企画部次長総務課長 田鹿茂樹君登壇〕

総務企画部次長総務課長（田鹿茂樹君）

それでは人事院勧告並びに新潟県人事委員会勧告によります、糸魚川市の給与改定にかかわる関連条例改正案について、ご説明を申し上げます。

平成21年8月11日に人事院勧告が行われておりまして、これを受けまして平成21年10月9日には、新潟県人事委員会による勧告が行われております。

勧告内容は、ほぼ同等なものでございますが、地域情勢に応じた官民格差の是正という観点から、新潟県人事委員会における勧告内容が、国より厳しい内容となっております。

糸魚川市におきましては、地域の経済情勢をより反映したものとして、新潟県人事委員会の勧告内容に準拠した給与改定を行うため、条例改正を提案をいたしたものでございます。

議案と一緒に配付をいたしておりますA4版の資料に基づき、この後、ご説明を申し上げます。

A4版の1枚ものの資料でございます。横の方に議案番号も書いてございますが、議案第109号、110号につきましては、国、県における特別職の改定に準拠し、市長、副市長、教育長の期末手当の支給月額を改定を行うものでございます。

6月を0.15カ月、12月を0.10カ月分減じまして、年間0.25カ月分を減ずることとしたしまして、年間、今までは3.35カ月分であったものを、3.10カ月分とするものでございます。

議案第111号につきましては、一般職の給与改定でございまして、期末手当、勤勉手当について0.35カ月分を減じまして、年間4.45カ月分であったものを4.10カ月分に減ずるものでございます。

国では改定後でも4.15カ月分となっておりますので、国の方が0.05カ月分多くなっているという状況でございます。

また、資料の括弧書きにつきましては、現在、在職者はございませんけれども、再任用職員の支給割合でございます。

次に、給料表の改定が行われ、おおむね0.2から0.3%の減額となっております。今回は低い等級、号給については、変更のない人もおります。

また、平成18年4月の給与改定の際、減給補償をされ継続をしているものについても、減額給料0.24%を減ずることとしたものであります。

さらに、ことし4月から11月までの支給済みの官民格差の是正といたしまして、4月から11月までに支払われた月額給与と6月に支払われました手当の合計額に0.49%を乗じた額を、12月の期末手当から減ずる措置をいたすものであります。

国では0.24%を乗じた額を減ずることとなっておりますが、0.25%低い減額措置率となっております。

さらに、月額給料の減額がなかった者は、この減額対象となっております。

最後に、持ち家住宅者に対しての取得後5年間支給されておりました住宅手当も、12月以降、廃止をさせていただきます。

議案第112号では、議員報酬にかかる期末手当の支給月数を減ずるものでございまして、議案第109号、110号と同様の内容となっております。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

17番（古畑浩一君）

これ具体的に金額でもう1回説明してください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田鹿総務課長。〔総務企画部次長総務課長 田鹿茂樹君登壇〕

総務企画部次長総務課長（田鹿茂樹君）

ご説明を申し上げます。

まず、議会関係ということでお聞きをください。議長につきましては12月の部分で、約4万2,000円減額となります。副議長は、3万5,000円弱ということでございます。一般の議員の皆様については、3万3,000円弱という数字で、今、減額対象となっております。

それから特別職でございます。

市長につきましては、9万1,000円弱、副市長につきましては、7万円弱、教育長につきましては、6万5,000円弱ということでございます。

それから一般職でございます。これは平均年齢ということでお聞きをいただきたいと思うんですが、一般行政職員の41.2歳でございます。まず、12月の手当の部分で期末手当、勤勉手当合計で約5万4,000円弱というふうになります。それから給与の部分でございますが、一般行政職員41.2歳平均ということにとらえておりますが、給与月額給与の減額調整分は1万8,000円弱ということで、合計で一般職員の行政職員で41.2歳では、約7万1,000円弱減額というふうな試算をしております。

以上でございます。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしました
と思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

池田達夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

日本共産党市議団の池田達夫です。

私は議案第111号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について、反対討論を行います。

職員の期末手当及び勤勉手当を0.35カ月分減額、給料を0.2から0.3%減額等するもので
あります。

景気が低迷し、政府はデフレに入ったことを表明しました。景気を上向きにする大きな力となる
のが、国民の消費、購買力の向上であります。そのためには国民の懐を温めることが必要です。期
末手当の減額等は購買力を低下させ、地域経済の悪循環をさらに悪化させることにならないか懸念
するものであります。

そのような点から、本案には反対するものであります。

以上です。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより議案第109号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第111号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、議案第108号、議案第113号から同第127号まで及び議案第142号

議長（倉又 稔君）

日程第6、議案第108号、議案第113号から同第127号まで及び議案第142号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第108号は、行政組織条例の一部改正についてでありまして、平成22年4月1日から行政運営の効率化を図るとともに、行政課題を重点的に取り組む組織体制とするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第113号は、勤労者福祉施設条例、議案第114号、市立小学校及び中学校施設使用条例、議案第115号、公民館条例、議案第116号、生涯学習センター条例、議案第117号、青少年教育施設条例、議案第118号、勤労青少年ホーム条例で、いずれも一部改正についてであります。

公の施設において全市統一の基準による使用料及び減免基準とするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第119号は、社会体育施設条例の一部改正についてでありまして、南西海体育館を新たに社会体育施設とするとともに、公の施設において全市統一の基準による使用料及び減免基準とするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第120号は、青海屋内水泳プール条例、議案第121号、能生B&G海洋センター条例の一部改正についてでありまして、いずれも当施設の使用料を見直すとともに公の施設の減免基準を統一するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第122号、集会施設条例、議案第123号、農村コミュニティ広場条例、議案第124号、交流促進センター条例、議案第125号、都市公園条例、議案第126号、おててこ会館条例、議案第127号、市民会館条例で、いずれも一部改正についてであり、公の施設において全市統一の基準による使用料及び減免基準とするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第142号は、指定管理者の指定についてでありまして、青海屋内水泳プールの指定管理者を株式会社新潟ビルサービスに、平成22年4月1日から平成26年3月31日まで指定をいたしたいものでありまして、議会の議決をお願いいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第7 . 議案第135号から同第141号まで、

議案第143号及び議案第149号から同第152号まで

議長（倉又 稔君）

日程第7、議案第135号から同第141号まで、議案第143号及び議案第149号から同第152号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第135号は、活性化施設条例、議案第136号は、多目的交流センター条例の一部改正についてでありまして、いずれも公の施設において全市統一の基準による使用料及び減免基準とするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第137号、下水道条例、議案第138号、集落排水条例、議案第139号、浄化槽事業条例で、いずれも一部改正についてであり、合併前の3地域で異なっている料金体系を統一し事業の経営安定を図るため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第140号は、ガス供給条例の一部改正についてでありまして、市が購入するガス原料価格の見直しとともにガス工事負担金の調整を行うため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第141号は、簡易水道条例の一部改正についてでありまして、今井地区の3簡水を根小屋簡水に統合するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第143号は、字の変更についてでありまして、基盤整備促進事業に伴い、大字山本の字及び番地を整理いたしたいものであります。地方自治法の規定により、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第149号は、平成21年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ522万2,000円を追加し、総額を44億8,918万4,000円といたしております。

歳出の主なものは、公共下水道補償工事の追加、歳入の主なものは、諸収入の追加であります。

なお、債務負担行為については、第2表のとおりであります。

議案第150号は、平成21年度集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、総額を3億1,855万1,000円といたしております。

歳出の主なものは、浄化槽維持管理費の追加、歳入の主なものは、諸収入の追加であります。

議案第151号は、平成21年度水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収支では1,162万3,000円を減額し、総額を4億9,469万円といたしております。

議案第152号は、平成21年度ガス事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収支では2,722万5,000円を追加し、総額を11億4,686万1,000円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

おわびをさせていただきます。訂正をお願いしたいと思っております。

議案第143号、字の変更についてであります。山本の字及び「地番」と言うところを「番地」と申し上げましたので、「地番」に変更いただきしたいと思います。失礼いたしました。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 5 2 分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

まことに申しわけございません。もう 1 カ所ご訂正をいただきたいと思っております。

議案第 1 4 9 号であります。平成 2 1 年度公共下水道事業特別会計補正予算の「第 2 号」と申し上げるべきところを「第 3 号」ということで説明をさせていただきました。おわびをして、訂正をさせていただきます。失礼しました。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保峰孝議員。

2 6 番（新保峰孝君）

議案第 1 4 1 号について伺います。

この内容は先ほど言われたように、今井の 3 水道を統合して根小屋簡水と一緒にするという説明でございましたが、この戸沢簡易水道と八千川簡易水道、西川原小規模水道というのは、それぞれ整備した年次が大きく変わっていると思うんですね。一番新しく整備したのが八千川簡易水道ではないかと思えます。そういう点からいえば、公営化するのは当然のことでありまして、いいことだと思いますけれども、地元の負担、地元で整備したときの借金がまだ残っていると、そういう負担のことを考えれば、統合のやり方をいまい少し考えられないものかどうか。時期をずらすなり、そういうことはできないかどうかという点について伺いたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

ガス水道局長（山崎弘易君）

お答えいたします。

今の戸沢簡易水道、それから八千川簡易水道、西川原小規模水道の統合につきまして、これの受益者負担金の関係で、もう少しおくらせることができないかというご質問なんです。これは地元の方からできるだけ早くやってくれと。受益者負担金の金額につきましても地元で提示をいたしまして、その辺で話をさせてもらっております。そういう意味で、地元の要望を踏まえまして、なる

だけ早くこれを統合したいということで、工事を進めさせていただきたいということであります。
議長（倉又 稔君）

新保議員にちょっと申し上げますけども、先ほど申し上げましたみたいに、この議案そのものは委員会付託をする議案でありますので、今提案された例えば内容の中身じゃなくて、この中に書かれておるものに関して、質疑事項についての質問ということにしてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。

26番（新保峰孝君）

私の所属する委員会の議案であれば、当然その委員会に付託されますので、そこで審査するということになりますから、私もそのメンバーだからそのことは、ここでは言わないというのは、これは当然のことだと思います。

しかし、これらの議案については建設経済常任委員会に付託されるものでありまして、私はそこに所属しておりません。委員会で発言することもできない。会派でいっても、建設経済常任委員会には所属していない。当然、この場で質疑する、そういう権利はあるわけでありまして、失礼しました、建設産業常任委員会ですね。

一般論で言えば、今、議長が言われたのも当然だと思いますが、私はその点では、もう少し考えてやっていく必要があるんでないかなというふうに思います。

前段はそれぐらいにして、一番地元の要望が大きく要望している地域というのは、やはり西川原小規模水道の関係だと思うんですね。八千川簡易水道の方はつくったばかりということで、それぞれ例えば60万円の負担を30万円にするとかいっても、借金の残る分は変わらないわけですよ。そういう点も、やはり整備する場合は考える必要があるんでないかな。地元でまとめたいろんな意見があるとしても、まとめたといういきさつもありますから、あるとしてもやっぱり整備する場合は、そういうことも考えてやっていく必要があるんでないか。今後のこともありますし、そういう点はどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

ガス水道局長（山崎弘易君）

今のご質問の受益者負担金ということについては、それぞれの地区の人たちに配慮すべきじゃないかということですけども、確かに受益者負担金につきましては、入られる人たちに全員にかかるわけでありまして、いろんな方がおられますので、そういう意味では大変な人もおられるでしょうし、それからそれに賛成される方もおられると思いますが、そういう意味では地元の意見、あるいは地元の人たちの意見を十分に聞いて、これからまたどんどんやっていかなきゃならないと思っています。ときにはそういう意見を十分に聞きまして、実施していきたいというふうに考えています。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託をいたします。

日程第 8 . 議案第 1 2 8 号から同第 1 3 4 号まで及び議案第 1 4 5 号から同第 1 4 8 号まで

議長（倉又 稔君）

日程第 8、議案第 1 2 8 号から同第 1 3 4 号まで及び議案第 1 4 5 号から同第 1 4 8 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 1 2 8 号は、総合福祉センター条例の一部改正についてでありまして、健康づくりセンターの建設を見据え、テニスコート及びフリーコートを廃止するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 2 9 号は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてであります。

し尿くみ取り量の減少に伴い、し尿くみ取り手数料を増額したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 3 0 号は、青海総合福祉会館条例の一部改正についてでありまして、公の施設において全市統一の基準による使用料及び減免基準とするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 3 1 号は、介護保険条例の一部改正についてであります。

社会保険料全般の延滞金利率の軽減措置に伴い、介護保険料も同様の取り扱いとするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 3 2 号は、ふれあいセンター条例、議案第 1 3 3 号につきましては、こころの総合ケアセンター条例の一部改正についてでありまして、いずれにいたしましても公の施設において全市統一の基準による使用料及び減免基準とするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 3 4 号は、後期高齢者に関する条例の一部改正についてであります。

社会保険料全般の延滞金利率の軽減措置に伴い、後期高齢者医療保険料も同様の取り扱いとするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 4 5 号は、平成 2 1 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 9, 2 4 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、総額を 5 0 億 6, 3 1 8 万 3, 0 0 0 円といたしております。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費の追加、歳入の主なものは、繰越金の追加であります。

議案第146号は、平成21年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ448万6,000円を追加し、総額を1億2,258万6,000円といたしております。

歳出の主なものは、医療用消耗品費の追加、歳入の主なものは、繰入金の追加であります。

議案第147号は、平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ2,708万3,000円を減額し、総額を10億7,681万7,000円といたしております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合給付金の減額、歳入の主なものは、繰入金の減額であります。

議案第148号は、平成21年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ2,713万2,000円を追加し、総額を48億3,415万9,000円といたしております。

歳出の主なものは、地域密着型介護サービス給付費の追加、及び介護予防サービス等給付金の減額、歳入の主なものは、繰入金の追加であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第144号

議長（倉又 稔君）

日程第9、議案第144号、平成21年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第144号は、平成21年度一般会計補正予算（第6号）でありまして、歳入歳出それぞれ

16億3,559万2,000円を追加し、総額を325億5,751万6,000円といたしております。

歳出の主なものは、人事異動や給与改定に伴う人件費の整理補正のほか、2款、総務費では、一般職退職金の追加、及び電算化推進事業の減額。

3款、民生費では、障害者介護給付事業、高齢者福祉施設助成事業の追加、及び子育て応援特別手当給付事業の減額であります。

4款、衛生費では、定期予防接種事業、及び水道整備支援事業の追加。

5款、労働費では、雇用促進事業の減額。

6款、農林水産業費では、市営林道改良事業の追加。

7款、商工費では、中小企業向け資金貸付事業の追加であります。

8款、土木費では、道路新設改良事業の追加、及び北陸新幹線沿線道路整備事業の減額。

10款、教育費では、糸魚川東小学校改修事業、木浦小学校改修事業、及び生涯学習施設整備事業の追加であります。

11款、災害復旧費では、現年林道施設災害復旧事業の追加。

12款、公債費では、市債償還元金の追加であります。

次に、歳入につきましては、国庫支出金をはじめ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によってご了承願います。

日程第10．請願第5号及び同第6号

議長（倉又 稔君）

日程第10、請願第5号及び同第6号を一括議題といたします。

本定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第5号は、建設産業常任委員会に、請願第6号については、市民厚生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第11．発議第14号

議長（倉又 稔君）

日程第 11、発議第 14 号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

発議第 14 号についてご説明申し上げます。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書ということで、提出者は私、高澤公、賛成者、伊井澤一郎議員で、議長あてに提出するものでございます。

以下、意見書文案を朗読しまして、説明にかえさせていただきたいと思います。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当分（水力交付金）は、水力発電ダムにかかわる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線などの公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では交付対象市町村の多くが、間もなく最長交付期間の 30 年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は原子力発電や火力発電に比べ環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとしてこれまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成 22 年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去 30 年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があることなどを考慮の上、平成 23 年度以降恒久的な制度とすること。及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど、交付条例の改善や事務手続の簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 11 月 30 日

新潟県糸魚川市議会

あて先として、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣様ということでございます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第14号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

+

午後2時13分 散会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+